

**アジア地域の国土政策の連携に関する調査
報告書**

平成 15年 3月

株式会社三菱総合研究所

目 次

第1章 調査の概要	1
1 . 調査目的	1
2 . 調査対象国	1
3 . 調査内容	2
(1) アジア地域の国土政策連携事業勉強会	2
(2) 開発途上国の国土政策支援調査団	2
(3) 国土政策に関する国際専門家セミナー	4
第2章 アジア各国の国土計画の制度の概要と地方分権の取り組み状況	5
1 . タイ	5
(1) 地方自治制度の概要	5
(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	7
(3) 地方分権への取り組み状況	10
2 . ベトナム	14
(1) 地方自治制度の概要	14
(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	14
(3) 地方分権への取り組み状況	19
3 . ラオス	23
(1) 地方自治制度の概要	23
(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	23
(3) 地方分権への取り組み状況	26
4 . インドネシア	29
(1) 地方自治制度の概要	29
(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	31
(3) 地方分権への取り組み状況	36
5 . マレーシア	43
(1) 地方自治制度の概要	43
(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	43
(3) 地方分権への取り組み状況	49
6 . フィリピン	53
(1) 地方自治制度の概要	53

(2) 国土計画・地域計画の制度の概要	55
(3) 地方分権への取り組み状況	58
第3章 アジア諸国の国土政策の課題 ～国と地方の関係を中心に～	61
1 . アジア諸国の国土政策課題の状況報告	61
(1) 共通	61
(2) タイ	61
(3) ベトナム	61
(4) ラオス	61
(5) インドネシア	62
(6) フィリピン	62
(7) マレーシア	62
(8) 日本	62
2 . 国土政策の課題を考える上での視点	63
(1) 「最近のアジアにおける国土計画の哲学とは」	63
(2) 「地方分権の均衡点はどこにあるのか」	63
第4章 まとめ	64
(1) アジア諸国で進展する地方分権の状況と課題	64
(2) アジア諸国の国土計画・政策の課題	64
(3) アジア諸国の比較から見た今後の国土計画・政策の方向性	64

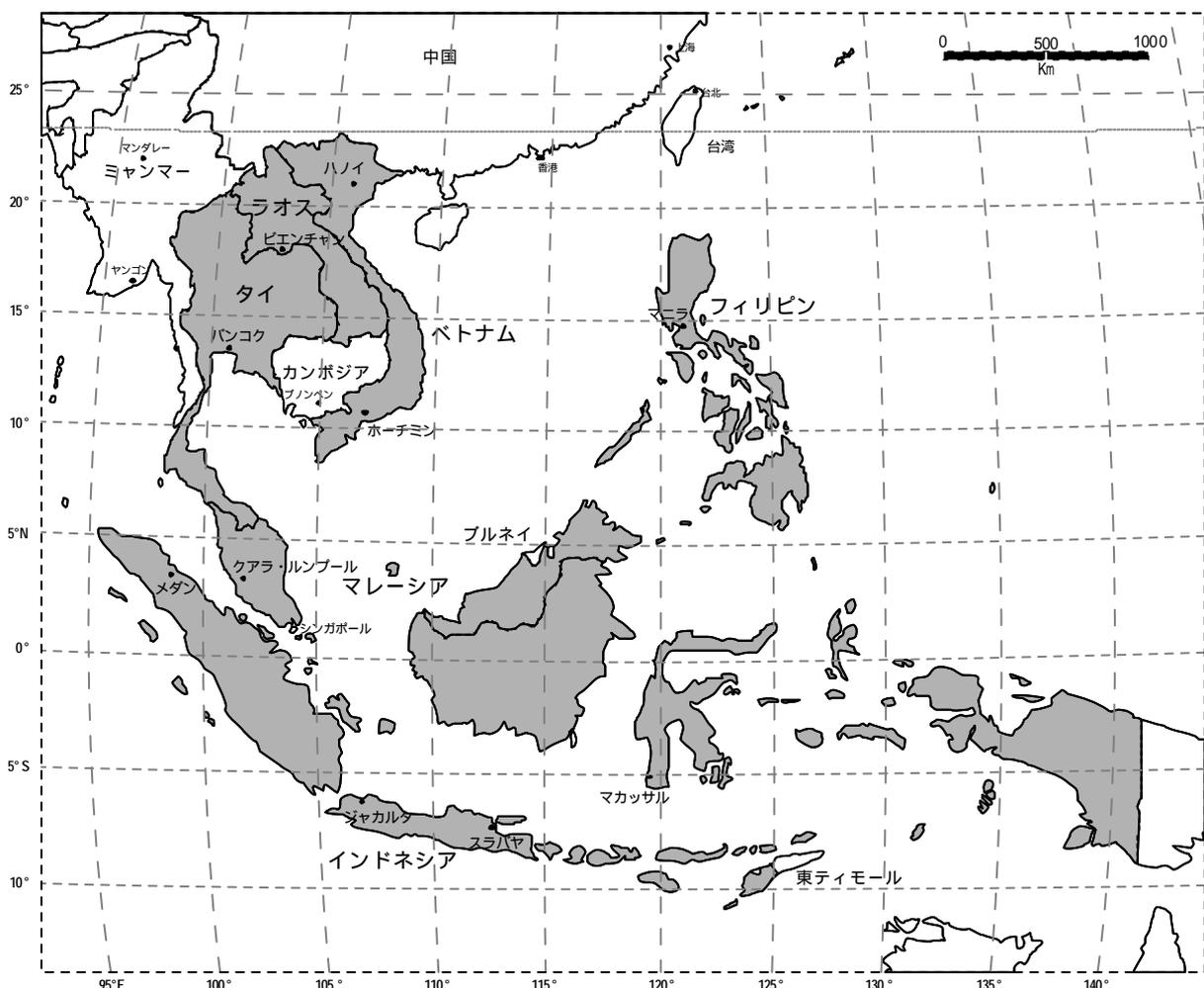
第1章 調査の概要

1. 調査目的

アジア諸国の国土政策に関わる行政官・研究者は、欧米等の研究成果を積極的に吸収するとともに、グローバル化の進展、国と地方の関係の再構築等の国土政策上の各国共通の課題に直面し、各国に応じた様々な対応を行っているところである。そのため、こうした専門家の情報交流を促進することは、当該諸国の国土政策にとって意義があるとともに、我が国の国土政策策定能力の向上を図るうえでも有効である。このような情報交流を効果的に行うためには、専門家のネットワークが存在することが望ましい。

本事業は、アジア地域における国土政策分野の情報交流・情報蓄積の促進、アジア地域の国土政策分野の人材育成、人材ネットワークの形成等を念頭において、各国専門家が一同に会する国土政策セミナー等を実施するものである。

2. 調査対象国



3. 調査内容

(1) アジア地域の国土政策連携事業勉強会

本調査を効果的に進めるために、アジア諸国の国土政策事情に詳しい学識経験者を招いて、発表してもらおう勉強会を3回開催した。

第1回	平成14年10月28日 東京大学都市工学科 助教授 名城大学都市情報学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 助手	城所 哲夫 福島 茂 瀬田 史彦
第2回	平成14年12月6日 東北大学大学院 農業研究科 教授 アジア経済研究所 副主任研究員 名城大学都市情報学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 助手	米倉 等 松井 和久 福島 茂 瀬田 史彦
第3回	平成15年2月14日 名城大学都市情報学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 助手	福島 茂 瀬田 史彦

(2) 開発途上国の国土政策支援調査団

1) インドネシア訪問ミッション

【日程】2003年1月7日～13日

【メンバー】

田口 博之	国土交通省国土計画局	計画官
古橋 季良	国土交通省国土計画局大都市圏計画課	課長補佐
福島 茂	名城大学都市情報学部	教授
瀬田 史彦	東京大学先端科学技術研究センター	助手
服部 圭郎	三菱総合研究所	主任研究員

【取材先】

経済調整庁 (Ministry of Coordinating Minister of Economy)
国家土地庁 (National Land Agency)
居住地域インフラ省 (Ministry of Housing and Regional Development)
内務省 (Ministry of Home Affairs)
国家開発計画局 (BAPPENAS)
ジョグジャカルタ市 (City of Yogyakarta)
ガジャマダ大学 (Gadjamada University)

2) タイ・ラオス訪問ミッション

【日 程】 2003年1月11日～18日

【メンバー】

小林 正彦	国土交通省国土計画局	参事官
井川 範彦	国土交通省国土計画局大都市圏計画課	課長補佐
城所 哲夫	東京大学都市工学科	助教授
宮本 恭	三菱総合研究所	主任研究員

【取材先】

(ラオス訪問先)

公共事業省

(Ministry of Communication, Transport, Post and Construction: MCTPC)

計画委員会 (Committee for Planning and Cooperation: CPC)

公共事業省都市研究所 (Urban Research Institute: URI)

(タイ訪問先)

チェンマイ県

チェンマイ大学 (Social Research Institute, Chiang Mai University: SRI)

国家経済社会開発委員会 (NESDB) 北部事務所

(Northern Economic and Social Development Office, National Economic and Social Development Board)

チェンマイ市

チェンマイ県 公共事業・都市地域計画局

(Chiang Mai Office of Town and Country Planning Department of Town and Country Planning, Ministry of Interior)

(3) 国土政策に関する国際専門家セミナー

昨年セミナーに引き続き、参加国の国土・地域政策の企画・立案・推進に資するため、各国における国土・地域政策上の問題意識、経験等についての意見交換を行うセミナーを開催した。

開催日	2003年2月28日(金)
開催場所	東京(日本)
参加国	タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ラオス、日本
テーマ	「国土計画における中央政府と地方政府の役割分担のあり方」 2002年3月のセミナーでは、地方分権が急速に進みつつあるタイ、中央政府と地方政府(州)との関係が特徴的であるマレーシア等、国と地方の関係の状況にはそれぞれに課題を抱えていることが明確となった。このため、今回は上記テーマに基づき互いの経験、今後の方向性等について意見交換を行った。
会議形式	各国参加者が20分ずつ、テーマに関するプレゼンテーションを行ったのち、意見交換した。
使用言語	英語(日英同時通訳)

第2章 アジア各国の国土計画の制度の概要と地方分権の取り組み状況

1. タイ

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると、人口は約1/2、面積は約1.4倍であり、人口密度は約1/3。

	タイ
人口(人)	61,230,874
面積(km ²)	514,000
人口密度(人/km ²)	119

出典：CIA The World Factbook 2002

2) 地域及び地方自治体の階層と数、平均規模

タイ国においては、地方自治体が設立途上にある。このため、県のレベルでは国土全体を網羅しているが、市やタンボン自治体のレベルでは網羅していない。また、県にある県庁(チャンワット)と郡にある郡庁(アンプー)は、中央政府の出先機関であり、純粋な地方自治体ではない。

日本語	英語	現地語	個数***	平均人口***		
県	Province	Chang-wat チャンワット	76	795,206人		
形成されている自治体	個数	人口(人) (2001)	国全体に占める 人口シェア	面積 (km ²)	国全体に占める 面積シェア	人口密度 (人/km ²)
バンコク都* BMA	1	5,712,868	9.24%	1,568.737	0.31%	3,641.70
県自治体 PAO	75	56,596,019	90.76%	511,571.110	99.69%	110.63
郡(準郡)	District	Am-phoe アンプー	795	77,020人		
(市)	Municipality	Tes-sa-ban テーサバーン	1,130	10,786人****		
形成されている自治体	個数	人口(人) (2001)	国全体に占める 人口シェア	面積 (km ²)	国全体に占める 面積シェア	人口密度 (人/km ²)
市自治体 (テーサバーン) Municipality	1,129	12,103,429	19.57%	11,414.240	2.22%	1,060.38
Pattaya City**	1	84,727	0.14%	208.100	0.04%	407.15
村	Sub-district	Tam-bon タンボン	7,255	8,440人		
形成されている自治体	個数	人口(人) (2001)	国全体に占める 人口シェア	面積 (km ²)	国全体に占める 面積シェア	人口密度 (人/km ²)
タンボン自治体 TAO	6,744	43,688,967	70.63%	456,447.000	88.95%	95.72
集落	Village	Mu-ban ムバン	66,078	927人		

* バンコク都庁(Bangkok Metropolitan Administration、首都)

** パタヤ特別市(Pattaya City、特別な国際観光地に対し、1987年にパタヤ特別市法を制定)

*** 個数については、2002年のミッション時のヒアリングによる。平均人口は上表の総人口を

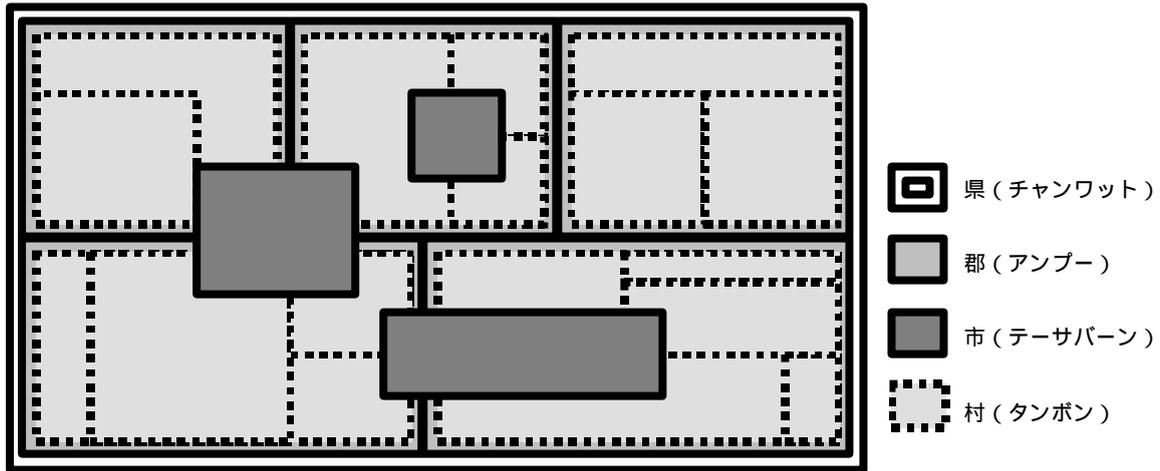
個数で割ったもの。

**** 市の平均人口は、NESDB 資料による。

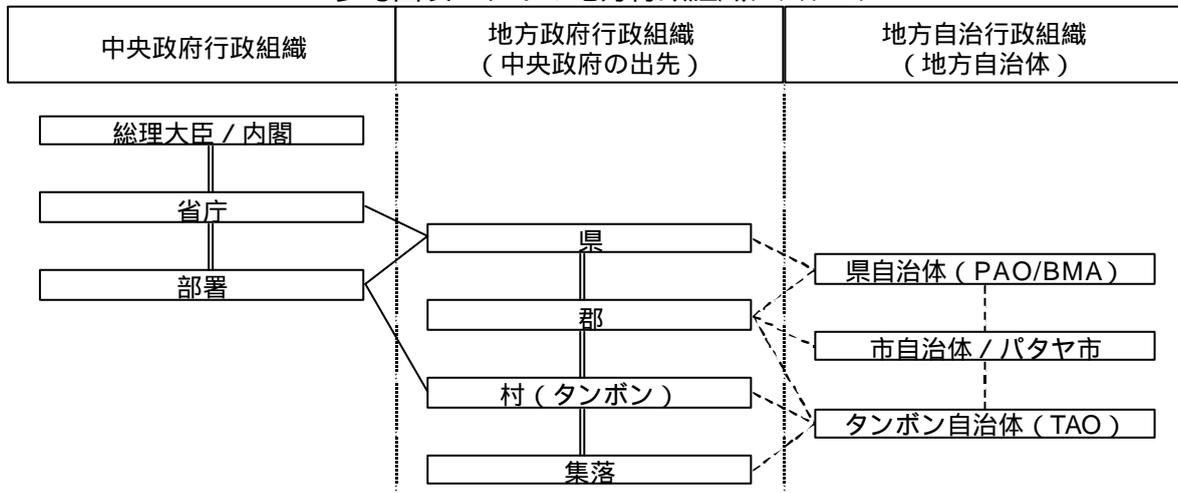
出典：(形成されている自治体については) NESDB 資料

参考図表 タイにおけるアンプー、テーサバーン、タンボンの空間イメージ

市自治体（テーサバーン）及びタンボン自治体（TAO）は、従来のチャンワット - アンプー - タンボンの構成とは別に新しく生まれてきたものなので、そのエリアは重複等が見られる。



参考図表：タイの地方行政組織システム



(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

タイ国全体の経済・社会計画としては、国家経済社会開発庁（NESDB）の策定する国家経済社会開発計画がある。また、広域ブロックとしては、中部、南部、北部、東北部の4地域が考えられるが、この4つの地域計画はまだ策定されていない。

75県及びバンコク都の中で、総合計画が策定されているのはバンコク都のみである。

一方、都市計画の関連では、内務省都市地方計画局（DTCP）が策定する計画があるが、これがカバーする面積は国土の3%にも満たない状況である。しかし、今後はテーサバーンやTAOが策定していく予定とされている。

2) 個別計画の概要

国家計画：国家経済社会開発計画 (National Economic and Social Development Plan)

策定期間	2001年
目標年次	2002年～2006年（第9次計画）
策定機関	国家経済社会開発庁（National Economic and Social Development Board : NESDB）

1961年（第1次計画）から、5ヶ年計画として、継続的に策定されている中期計画であるが、これより長期の包括的な計画は作成していない。

民間主導の工業発展を基軸とし、政府の役割は、民間企業の支援とインフラ整備におく（1957年の世銀ミッションの提言による）としている。

経済成長よりも社会開発の重要性を比較的早期（第3次1971～）から、認識していること、国民のコンセンサスを重視しプロジェクト中心よりプログラム中心のアプローチ重視すること等に特徴がある。

近年の計画には、国土計画的な内容は含まれていないが、過去の計画では、バンコクからの分散対策等が位置づけられている。

[各計画における国土政策面の主要な変遷]

第5次（1982～） 地域都市拠点（5箇所）を設定

第6次（1987～） 19都市を追加

第7次（1992～） 新経済ゾーン（4地域）を設定

[5カ年計画におけるバンコク都市政策の変遷]

第3次（1972-1976）：バンコク首都圏の都市問題への対処の必要性が記述

第5次（1982-1986）：首都圏ストラクチャープラン。地方分散を進める本格的な都市成長管理型の開発整備方針を示す。一方、調整メカニズムが課題となっており、バンコク首都圏地域開発委員会（BMRDC）が発足。

第6次（1987-1991）：首都圏ストラクチャープランは提示されない。首都圏へ

の集中を是認しながらも、効率的なインフラ整備を進める開発整備方針へと変化。

第7次（1992-1996）：過度の集中による都市問題の解決のため、土地区画整理事業が取り上げられた。

第8次（1997-2001）：地域間格差の是正とバンコク一極集中の解消を目指す地方都市の開発整備方針が示される。予算の重点配分などを目的とした地方分権法（1999）が施行。

第9次（2002-2006）：第9次計画は、8次計画を継承すると位置づけられているが、国内外の社会環境変化に配慮した共通理念を構築すること、部門別計画の連携や地域別計画の連携などが掲げられている。また、計画づくりへの国民の参加を促進するとして、県、地域、国といったレベルでワークショップ等を実施するとしている。

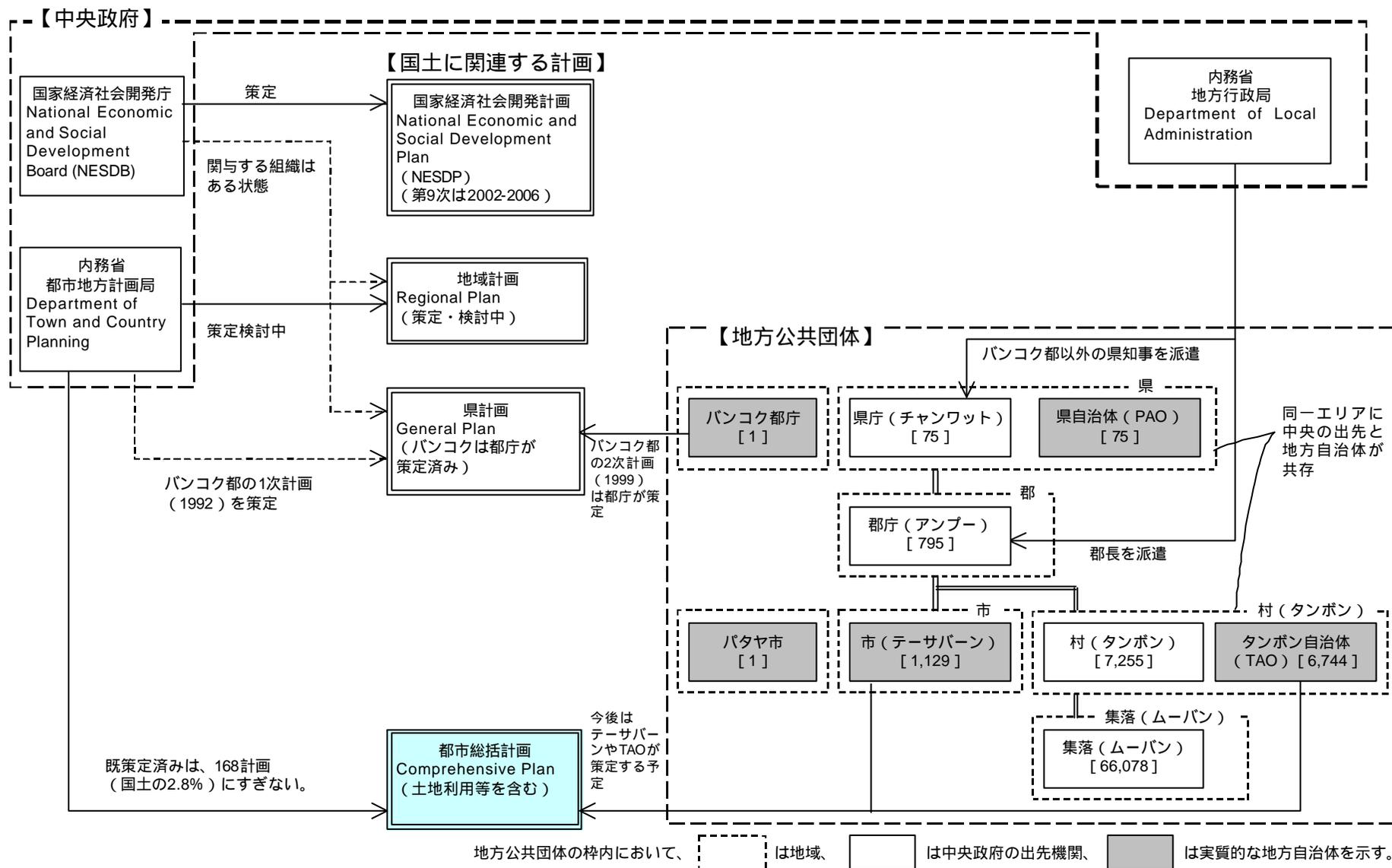
大都市圏計画：バンコク都市総合計画（Bangkok Metropolitan General Plan）

策定期間	1992年（第一次）、1999年（第二次）
目標年次	不明
策定機関	バンコク都庁（Bangkok Metropolitan Administration：BMA） ただし、1992年の計画はDTCPが策定

- 都市計画法（1975制定）に基づく。General Planは、DTCPもしくは地方自治体が策定し、国家レベルの都市計画委員会が承認することになっているが、実際に地方自治体が策定したのはバンコク都のみ。
- 都市計画のほか、交通計画、インフラ整備計画等も含めた総括計画。この対として、各プロジェクトレベルの個別計画（Specific Plan）というのがある。

タイにおける国土計画の状況

6



(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方分権の概況

地方制度の背景

タイは、従来から中央集権性の強い国家である。東南アジアで唯一、欧米諸国の植民地化をのがれた国であるが、周辺からの侵略の脅威に対抗するために、必然的に地方に対する中央の支配が強化される傾向にあった。特に、19世紀末のラーマ5世によるチャクリー改革では、当時英国領下にあった隣国ビルマの制度を参考にした、中央集権的な地方行政制度が導入された。このときに、州、県(チャンワット)、郡(アンプー)等が設置され、その長は内務官僚が派遣された。その後、州は廃止されたが、県や郡の制度は、概ね現在まで存続している。

また、タイの国土構造は、典型的なバンコク一極集中構造をなしている。このことも地方制度に影響しており、バンコク都は、いち早く都知事の公選制を実現したが、他の県知事は、現在も内務官僚の派遣である。

地方分権の進展状況

このように中央集権性の強いタイであるが、近年は、地方分権化が進みつつある。タイで地方分権が進んだ背景には、世界的な分権の流れの他、タイ独自の要因があった。すなわち、1997年の経済危機における、国民の行政不信である。国民全体が痛みを被った経済危機に対する政府の非力さが注目を浴び、特に経済等の計画部門がやり玉に挙げられた。また、1997年以前も、地域間格差の是正が進まないなどの理由から、国家主導の計画行政より、民間主導で行うことが支持されつつあった。

タイの地方分権は、わが国とは異なり、テーサバーン、タンボン自治体というコミュニティレベルの自治体の権限強化が中心である。県や郡は、前述のとおり、中央政府の出先組織として位置づけられており、これらの権限強化は、タイ国民にとっては地方分権という意識が薄い。

地方分権の課題

ただし、タンボンは全国に7,000以上もあり、タンボン自治体は行政を執行する受け皿としては脆弱である。財源も独自財源はなく、中央からの補助金頼みとなっている。そこで、今後タンボン自治体の組織や財源を強化し、コミュニティレベルを中心とする地域の自立を図っていくことがタイの地方行政制度の課題である。

2) 国土政策における地方分権の状況

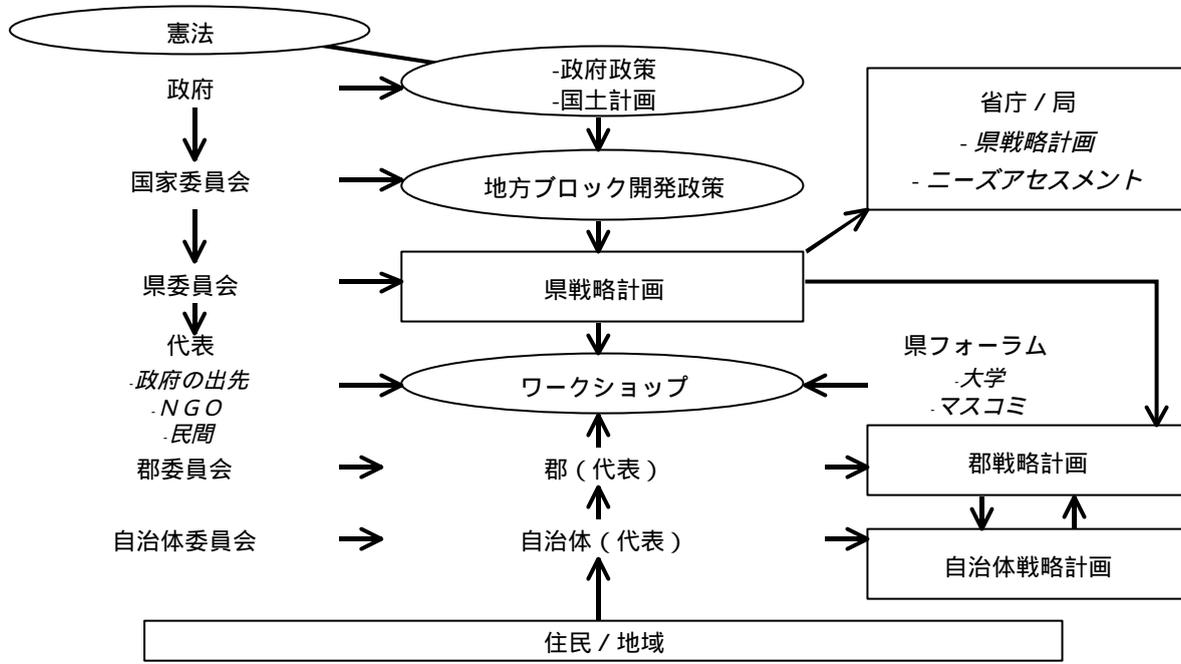
国土政策面においても、計画策定及びその実践において、従来のトップダウンの流れのほか、ボトムアップの流れがみられるようになっており、両者を調整して実践するシステムが構築されつつある。

トップダウンの流れとしては、国レベル、地方ブロックレベル(4つ)の政策や計画を受け、県レベルの戦略計画が策定される。一方、ボトムアップの流れとしては、住民

代表によるテーサバーンやタンボン自治体レベルの戦略計画が策定され、これを受けて郡の戦略計画が策定される。

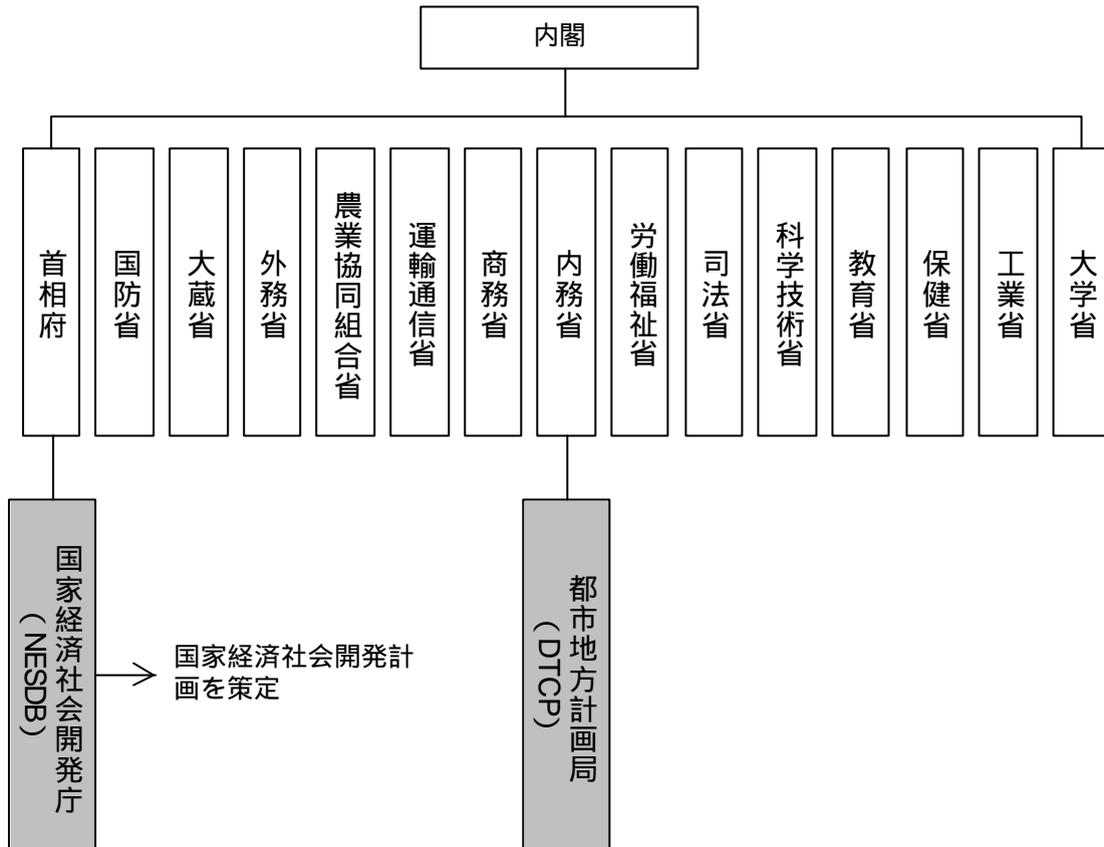
県と郡の戦略計画は、省庁の出先、NGO、民間、大学、マスコミ等の参加するワークショップで調整され、実践される。

図 計画及び政策の実践に関するプロセス



出典：NESDB 北部事務所資料

参考図表：タイの政府組織図



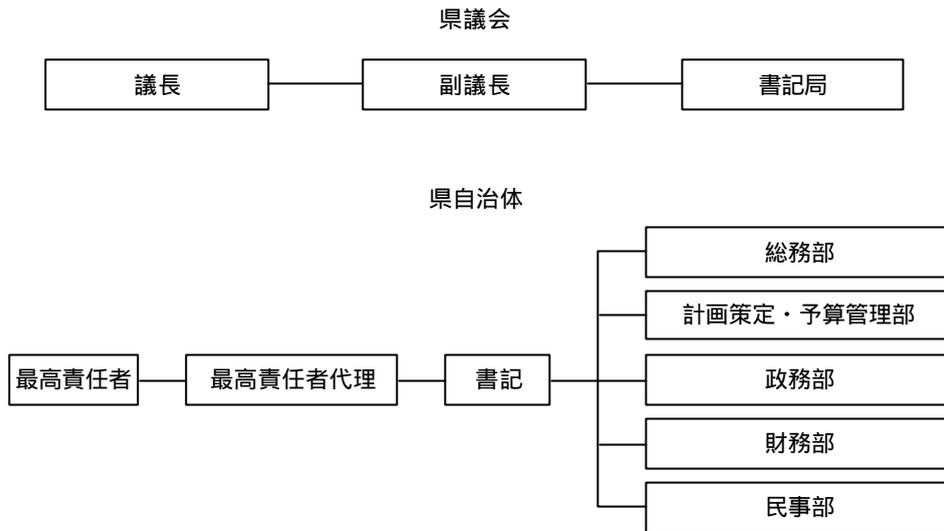
出典：「タイ国経済概況（2000/2001年版）」盤谷日本人商工会議所

参考図表：タイの地方行政機関の行財政規模の比較

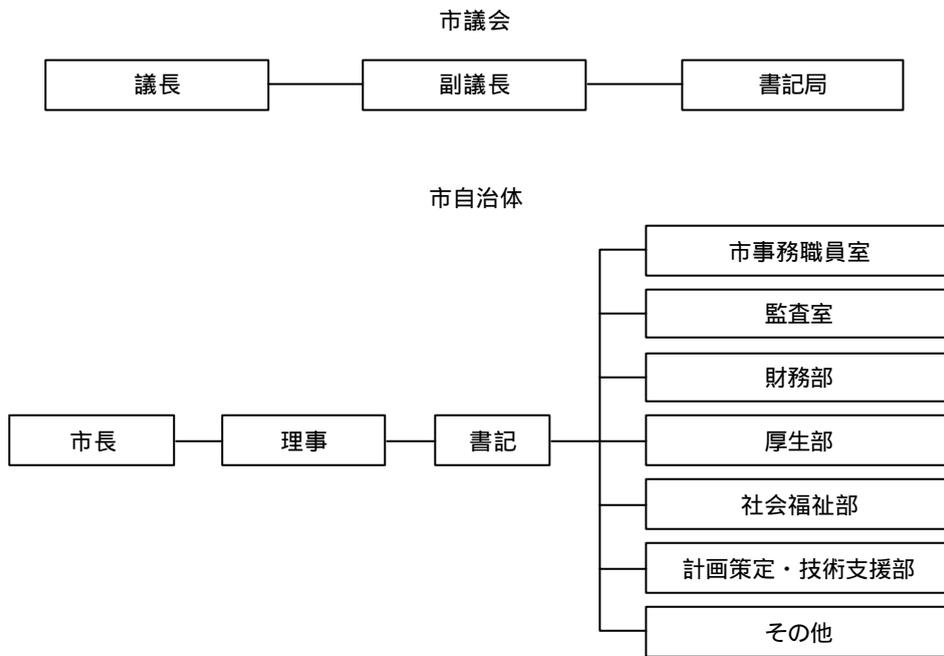
地方行政機関	個数	職員 (1999) 人	歳入 (2001) 百万B	歳出 (2001) 百万B	国全体に対する 人口シェア	国全体に対する 面積シェア
BMA	1	29,643	34,500.30	28,701.90	9.24%	0.31%
Pattaya City	1	187	487.31	455.47	0.14%	0.04%
PAO	75	4,973	11,481.39	10,606.59	90.76%	99.69%
Municipality	1,129	35,477	37,189.37	33,582.03	19.57%	2.22%
TAO	6,744	20,873	33,064.39	23,176.56	70.63%	88.95%

出典：NESDB 資料

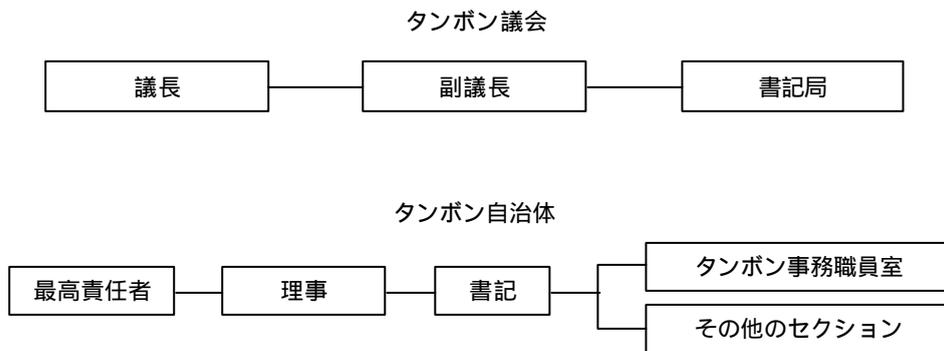
参考図表：県自治体（PAO）の構成



参考図表：市自治体（テーサバーン）の構成



参考図表：タンボン自治体（TAO）の構成



2. ベトナム

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると、人口は約2/3、面積は約0.9倍で、人口密度は約3/4。

	ベトナム
人口(人)	81,098,416
面積(km ²)	329,560
人口密度(人/km ²)	246

出典：CIA The World Factbook 2002

2) 地方自治体の階層と数、平均規模

日本語*	英語	現地語	個数***		平均人口****
省	Province	tin	57	61	1,329,482 人
中央直轄市**	Centrally Administered City	thanh pho truc thuoc trung uong	4		
県・市・郡	Town, District	huen, thi xa, quan	約 600		約 14 万人
町村 街区	Commune	thi tran, xa, phuong	約 14,000		約 5,800 人

* 日本語名称は白石氏の文献による。

** 中央直轄市は、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナンの4都市。

*** 個数は、2002年のミッション時のヒアリングによる。

**** 平均人口は上表の総人口を個数で割ったもの。

出典：「ベトナムの国家機構」白石昌也（明石書店、2000年）等より

(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

ベトナムの経済・社会計画としては、最終的に5年に1度の共産党大会で承認される社会経済発展10か年計画及び社会経済発展5か年計画がある。1986年の党大会で導入されたドイモイ政策が転換点となって、ベトナムでは市場経済化が急速に進展している。

一方、国土計画としては、建設省都市農村計画研究所(NIURP)の策定する全国都市開発戦略(National Urban Development Strategy 2010)がある。NIURPは、この戦略の下で各地の都市計画等も策定している。

2) 個別計画の概要

社会経済発展 10 年計画

(Ten-Year Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010)

策定期期	2001 年 4 月に開催された第 9 回共産党大会で発表
目標年次	2001 年 ~ 2010 年
策定機関	各省庁で立案した計画をベトナム共産党及び国会で承認

[社会・経済発展計画の目標]

- a. 工業部門を強化し、2005 年までに年平均 7.5% の経済成長を達成し、今後 10 年間で国内総生産を倍増させる。そのために、
- 貯蓄率をGDP比30%まで引き上げる（現在GDP比25%）
 - 輸出の伸び率をGDP成長率の2倍にする
 - GDPに占める農業部門の割合を現在の24%から17%まで低下させ、鉱工業部門とサービス部門の割合を現在の30%台半ばから40%まで上昇させる。
 - 全労働人口に占める農業部門の割合を現在の70%から50%に削減
- b. 人材育成の強化（科学・技術の能力を向上）
- c. インフラ（治水設備の整備、電力・通信・郵便・診療所・学校・文化会館等）の整備
- d. 今後とも国営企業が主要産業の中心的役割を担っていく。しかし、同時に、民間企業・合弁会社・外資企業などを総動員した社会主義市場経済路線を一層推進する。

社会経済開発 5 年計画

(Five-Year Socio-Economic Development Plan 2001 ~ 2005)

策定期期	2001 年 4 月に開催された第 9 回共産党大会で発表
目標年次	2001 年 ~ 2005 年
管轄省庁	各省庁で立案した計画をベトナム共産党及び国会で承認

新 5 ヶ年計画では、安定した成長を図っていくため、社会主義に沿った市場経済体制を形成し、経済競争力の強化及び対外経済の拡大、また教育・科学技術の改革や国民の生活の改善を総合目標として掲げている。今後、過去 5 年間の高成長率を上回る成長率を達成するのが大きな課題とされているが、2005年のGDPを1995年の2倍、また年平均の経済成長率を7.5%と設定している。また、GDPは部門別・地域別のGDP指標等が盛り込まれている。

国土計画：全国都市開発戦略 (National Urban Development Strategy, NUDS)

策定期期	策定中 (2000 年 9 月現在)
目標年次	2010 年
管轄省庁	建設省都市農村計画研究所 (NIURP)

〔計画の目標〕

- 工業やサービス産業など都市部の産業が急速に伸び、国家経済の工業化及び近代化に大きく貢献して行くことが予想されるため、都市部の産業を国の重要産業として位置づけていくこと。
- 経済、社会、金融、土地利用、開発、インフラ計画、環境保全、持続的開発の推進など、都市におけるあらゆる側面を考慮した総合的な都市管理を行うこと。
- ベトナムの都市システムを形成して行く上で重要な商工業、サービス産業、観光産業、沿岸地域及び山岳地域の開発、農村開発の推進を重点的に行っていくこと。

これらの目的を達成するために、地域特性を踏まえた地域ごとの計画方針が定められ、経済的に地域の拠点となっている都市を核に全国を以下の3つのゾーンに分け、『3つの拠点開発と一本の軸づくり』を柱とした計画を推進して行くことにしている。

〔ネットワーク整備〕

- 国道1号、統一鉄道の高規格化・高速化プロジェクト
(長距離送電線、通信・放送網はほぼ整備済である)

〔拠点開発〕

a) 北部地域

- 南部地域に比べインフラ整備や工業開発が立ち遅れており、ODAや外国企業の投資を集中的に受け入れようとしている。
- このため、発電施設、港湾、道路、鉄道、上下水道等のインフラ整備に全力をあげる。
- 日本関連では、国道5号(ハノイ - ハイフォン)改良、ハイフォン港整備、ハイフォン工業団地、ハノイ国際空港西側への工場進出等がある。

b) 中部地域

- 港湾施設の整備と合わせて、輸出加工区を主とした工業団地の開発や、海浜観光・レクリエーション開発などの計画が進められている。
- ダナン市の米軍基地跡への複合型臨海工業基地構想など

c) 南部地域

- ホーチミン市への人口流入を抑制するため、工業団地、輸出加工区、住宅地を含む新都市「サイゴンハウス」の計画が具体化中である。
- 国道1号の拡幅改良、ロンタン工業団地の開発、ブンタウ沖油田開発、海洋

リゾート開発と関連した国道の改良などが進められている。

都市計画

ベトナムの都市計画は1956年に導入された制度に基づいて以下の3つの段階に分けて行われる。

a) 地域計画 (Territorial Regional Planning)

- 計画期間：15～20年
- スケール：1:250,000 1:200,000 1:100,000 1:50,000 1:25,000

b) 都市計画マスタープラン (Urban Master Plan)

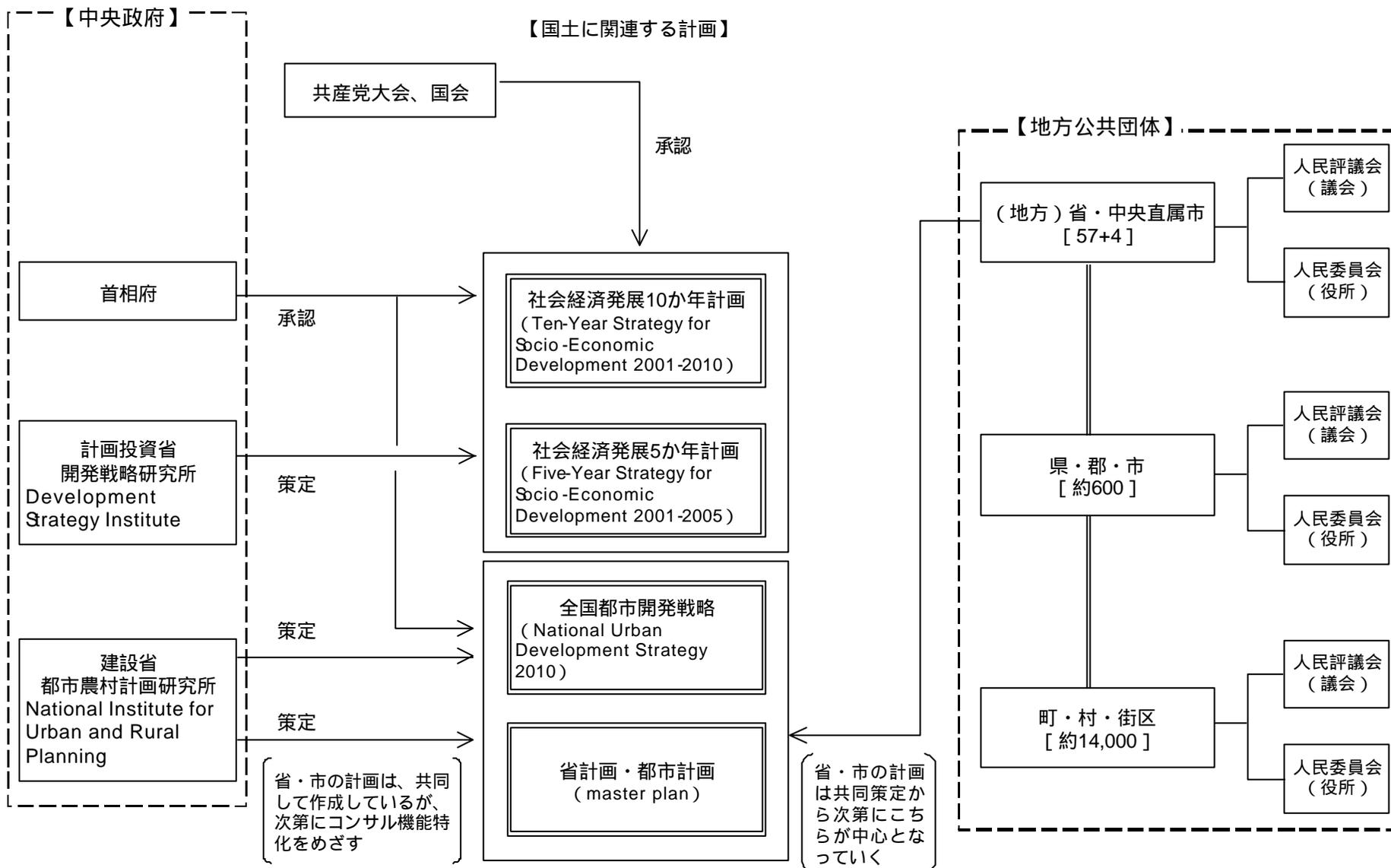
- 計画期間：10～15年
- スケール：1:10,000 1:5,000 1:2,000

c) 詳細計画 (Detail Plan)

- 計画期間：5～10年
- スケール：1:2,000 1:1000

ベトナムにおける国土計画の状況

【国土に関連する計画】



(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方分権の概況

地方制度の背景

ベトナムは、フランスの植民地支配、2度の世界大戦における戦乱、共産党による社会主義国の実現、ベトナム戦争、というように、戦争に翻弄されてきた苦しい歴史を持った国である。

一方、ベトナムの国土を見ると、南北に2,000kmものびる細長い国土の中に、ホーチミン、ハノイ、ダナン、ハイフォン等の都市が分散しており、各地域は、これらの都市を中心に地域性豊かにそれぞれ発展してきた。

地方分権の現状と課題

こうした歴史的背景、地理的背景の下で、ベトナムでは、57の省及び4の中央直属市、600余りの郡・市等、14,000に達するコミューンという地方政府組織ができあがっている。東南アジア諸国の中でも比較的明確な組織・制度ができているといえる。また、社会主義国であるため、これらの地方政府においても、共産党の影響力が強くなっている。具体的には、省、中央直属市、郡・市、コミューンそれぞれのレベルにおいて、議会の機能を持つ人民評議会と、役所の機能を持つ人民評議会が設置されている。

共産党政権は、人民の代表であることを強く意識しているため、大都市ばかりでなく地方の住民の意見も反映した政治を展開している。国の経済発展の効率性を重視するか、地域間の均衡を重視するかという、開発プロジェクト立地の選定の命題において、均衡を重視するという選択をとることなどにも、このことが現れている。

近年、ドイモイ政策の推進により、経済発展のテイクオフを済ませたが、ベトナムは、基本的にはアセアン諸国の中でも経済的に貧しい方の国であり、効率化のための重点投資をどのように進めていくか、富める大都市との比較の中で山岳地帯等の住民の貧困問題をどう解決していくか等が、ベトナムにおける地方制度・国土政策の課題である。

2) 国土政策における地方分権の状況

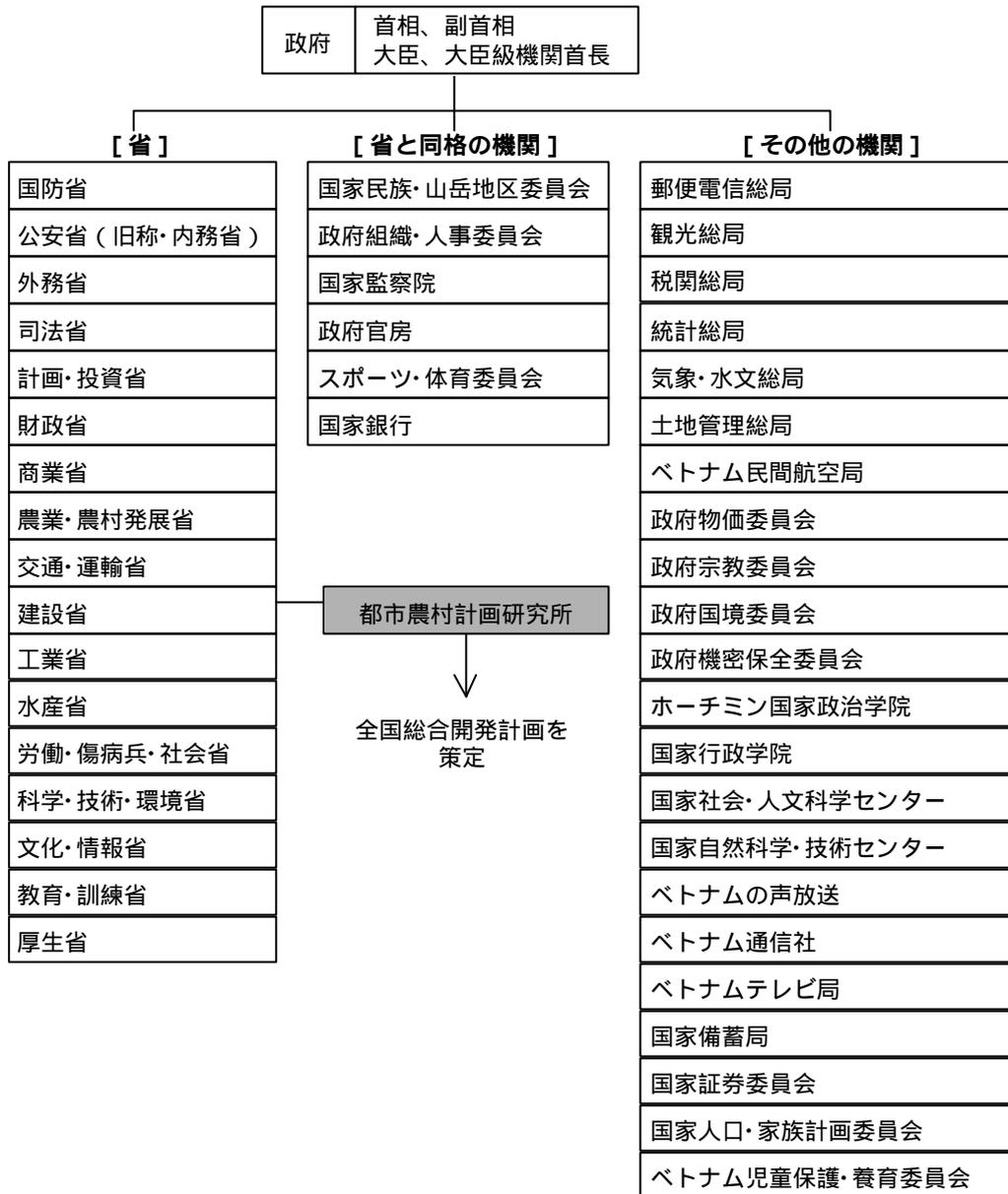
ベトナムにおける、国土計画・都市計画に関する役割は、従来は概ね以下のとおりであった。

- 中央政府：都市建設、都市計画に関する承認
- 地方省：都市間の調停
- 自治体：住民の要請等をふまえ、政策等を実践

なお、実際には、自治体等の地方審議計画当局は、計画関連の十分なスキルがないため、ほとんどが中央審議計画当局によって作成されている。

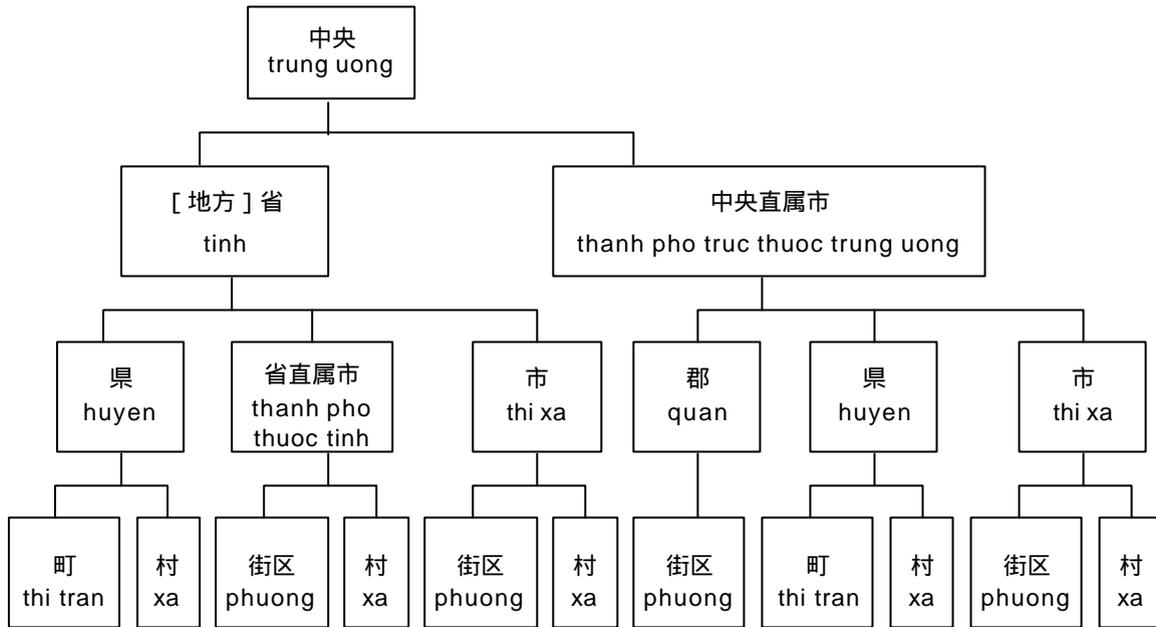
このため、地方当局の能力の向上を進めるとともに、総合的なシステムの構築を図ろうとしており、国家の都市計画委員会を設置しようとしている。また、地方自治体の権限強化、補助金による歳入の拡大等を図る地方分権プロジェクトも進められている。

参考図表：ベトナムの政府組織図



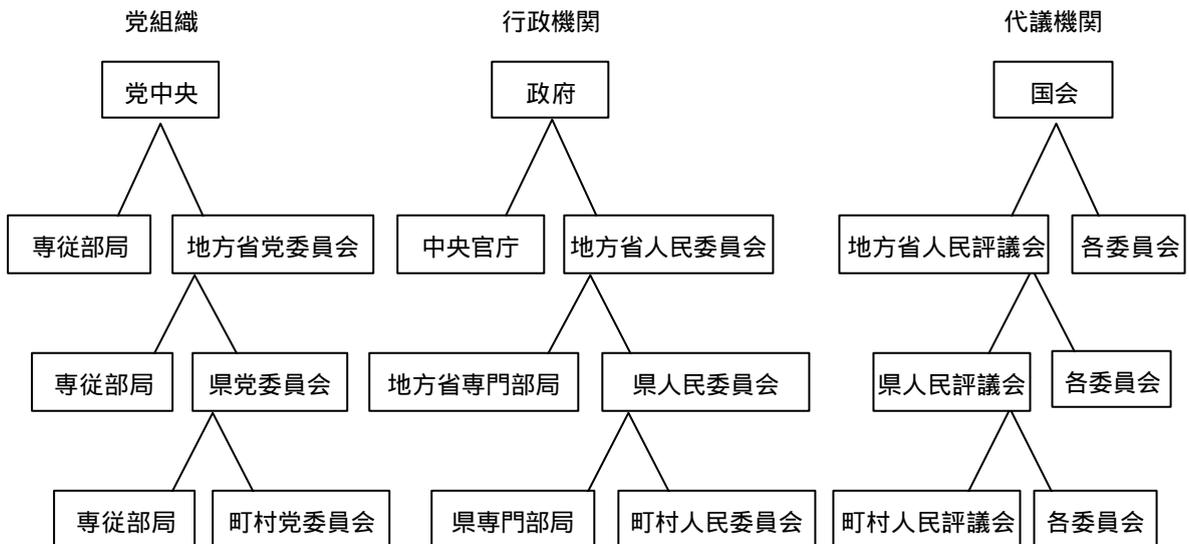
出典：「ベトナムの国家機構」白石昌也（明石書店、2000年、p.37）より

参考図表：ベトナムの行政組織



出典：「ベトナムの国家機構」白石昌也（明石書店、2000年、p.19）より

参考図表：ベトナムの党・国家の級別編成



出典：「ベトナムの国家機構」白石昌也（明石書店、2000年、p.19）より

3. ラオス

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると、人口は約1/23、面積は約0.6倍で、人口密度は約1/14。

	ラオス
人口(人)	5,635,967
面積(km ²)	236,800
人口密度(人/km ²)	24

出典：CIA The World Factbook 2002

2) 地方自治体の階層と数、平均規模

日本語	英語	現地語	個数**	平均人口**
県	Province	khoueng	18*	313,109 人
郡	District	muang	139	40,546 人
村	Village	ban	11,047	510 人

* 県は16。そのほかに、ヴィエンチャン特別市(Vientiane Municipality、首都) サイソンブーン特別区(Xaysomboun Special Region、党及び国防省による管轄区域)がある。

** 個数は1997年時点。平均人口は上表の総人口を個数で割ったもの。

出典：「ラオスの行政制度」財団法人自治国際化協会、2001年

(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

ラオスの社会・経済計画としては、国民の大半が貧困から脱却することを目標とした国家計画2020年(Vision2020)と、その下での国家5か年計画がある。その策定は計画・協力委員会(CPC)があたっている。

一方、ラオスでは空間計画(国土、地域、県レベル)はまだ策定されていない。都市計画としては、ヴィエンチャン都市計画(第一次、第二次)のほか、全国143都市中76都市で策定されている。都市計画の策定は、現在は通信・運輸・郵便・建設省(MCTPC)都市研究所(URI)が行っている。

2) 個別計画の概要

国家計画 2020 年 (Vision2020)

策定時期	1986 年
目標年次	2020 年
策定機関	計画・協力委員会 (CPC)

- 貧困撲滅が大目標。これに向けて8つの優先プログラムを定めている。 自給自足、

焼き畑の防止、 工業化・輸出、 インフラ整備、 地方の発展、 人材育成、 サービス業（金融・運輸業）の改善、 国際的連携（ODA）

国家5か年計画

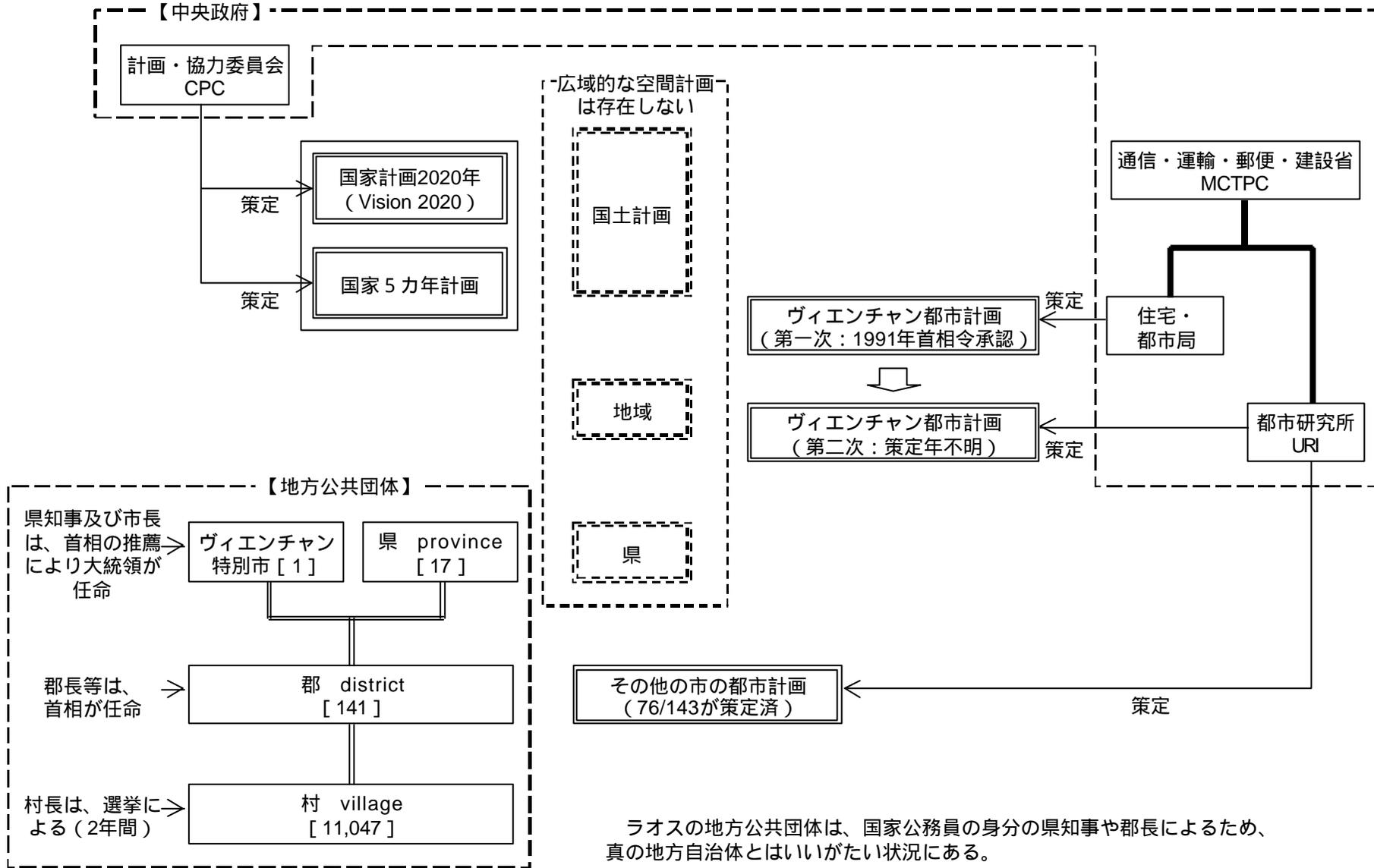
策定期期	不明
目標年次	2005年
策定機関	計画・協力委員会（CPC）

- 2005年までに国民の50%の貧困脱出が目標。
- 経済の安定、社会の安定、環境問題への配慮のバランスを維持していこうとしている。

ヴィエンチャン都市計画

策定期期	一次 1986～1991年 二次 不明
目標年次	不明
策定機関	一次：通信・運輸・郵便・建設省（MCTPC）住宅都市局が策定し、首相会で承認 二次：通信・運輸・郵便・建設省（MCTPC）都市研究所（URI）

ラオスにおける国土計画の状況



ラオスの地方公共団体は、国家公務員の身分の県知事や郡長によるため、真の地方自治体とはいえない状況にある。

(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方分権の概況

ラオスの地方分権は、中央計画経済から市場経済への移行とも関連しており、まだ途上段階にある。計画、管理、予算等の面で、どこがどの程度の権限を持つべきかが検討されている。

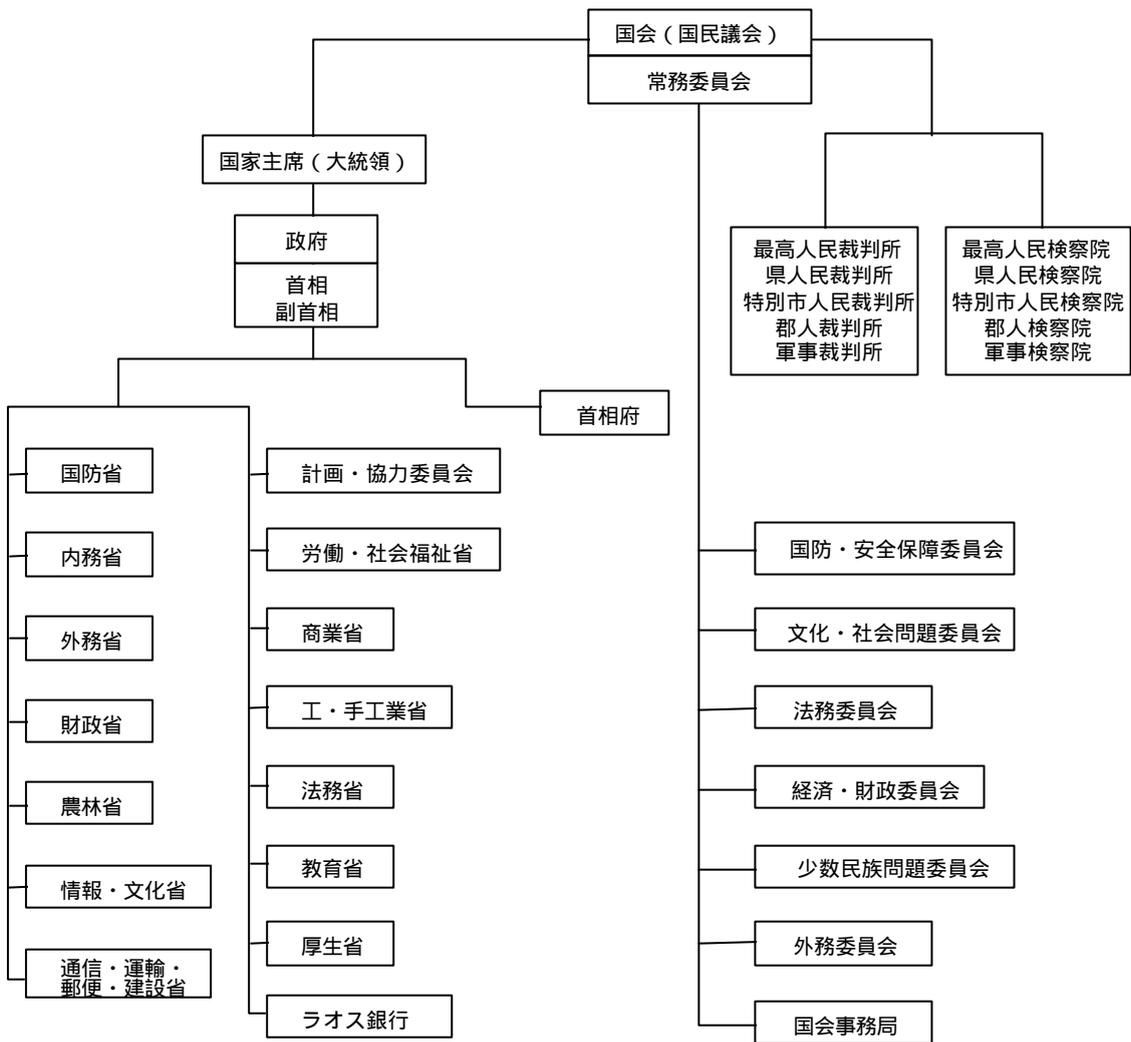
2) 国土政策における地方分権の状況

ラオスの国土政策に関する役割は、2000年からは概ね以下のとおりとされている。

- 中央政府：地方政府のためのマクロ政策、フレームワーク、ガイドライン等の策定
- 県 ：戦略立案（独自計画をたてる権限を有する）
- 郡 ：計画予算の策定
- 村 ：実施の単位

しかし、地方政府の能力がまだ伴わないため、これらは十分実現していない。現在は、これらのプロセスを法律化すべく、審議しているところである。

参考図表：ラオスの政府組織図



出典：「アジア動向年報 2002」アジア経済研究所、2002 年

参考図表：ラオスの県の概要

No.	県名	県都名	面積 (Km ²)	人口 (千人)	郡数	村数	人口密度 (人/km ²)
1	ヴィエンチャン特別市 Vientiane Municipality	?	3,920	555.1	9	487	142
2	フォンサリ Phongsaly	フォンサリ	16,270	161.9	7	258	10
3	ルアンナムタ Luang Namtha	ルアンナムタ	9,325	121.5	5	470	13
4	ウドムサイ Oudomxay	ウドムサイ	15,370	222.7	7	799	14
5	ボケオ Bokeo	ボケオ	6,196	120.3	5	371	19
6	ルアンブラバン Luangphrabang	ルアンブラバン	16,875	386.4	11	1,207	23
7	フウアパン Houaphanh	サムヌア	16,500	259.1	6	904	16
8	サヤブリ Sayaboury	サヤブリ	16,389	309.0	10	562	19
9	シエンクアン Xiengkhouang	フォンサバン	15,880	212.5	7	506	13
10	ヴィエンチャン Vientiane	フォンホン	15,927	303.5	10	517	19
11	ボリカムサイ Borkkhamxay	バクサヌ	14,863	173.3	6	420	12
12	カムムアン Khammouan	タケク	16,315	288.6	9	801	18
13	サワンナケート Savannakhet	サワンナケート	21,774	711.5	15	1,535	33
14	サラバヌ Saravane	サラバヌ	10,691	271.4	8	714	25
15	セコン Sekong	セコン	7,665	68.0	4	278	9
16	チャムパサック Champassak	チャムパサック	15,415	531.1	10	903	34
17	アタプー Attapeu	アタプー	10,320	92.4	5	178	9
18	サイソンブーン特別区 (党及び国防省による管轄 区域) Xaysomboun Special Region	?	7,105	57.3	5	137	8
計			236,800	4,845.6	139	11,047	436

出典：「ラオスの行政制度」財団法人自治体国際化協会、2001年

4. インドネシア

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると、人口は約2倍、面積は約6倍であり、人口密度は約1/3。

	インドネシア
人口(人)	228,437,870
面積(km ²)	1,919,440
人口密度(人/km ²)	119

出典：CIA The World Factbook 2002

2) 地域及び地方自治体の階層と数、平均規模

インドネシアの行政機構は、1999年に制定された地方分権化法（法律22号及び法律25号）によって大きく変更した。これらの法律は、過度に中央集権であった行政制度を改め、地方自治の権限を強化させることを目的としたものである。この結果、中央政府の役割は縮小化され、防衛、外交、宗教、財政、司法、長期マクロ戦略計画の策定、などに限定されることになった。一方、地方政府（県・市政府）の権限は、中央政府および州政府の権限以外のすべてを含むことになるが、特に公共事業、保健、教育文化、農業、運輸、商工業、投資、環境、土地、協同組合、労働力に関するものが従来に比べて拡張された。

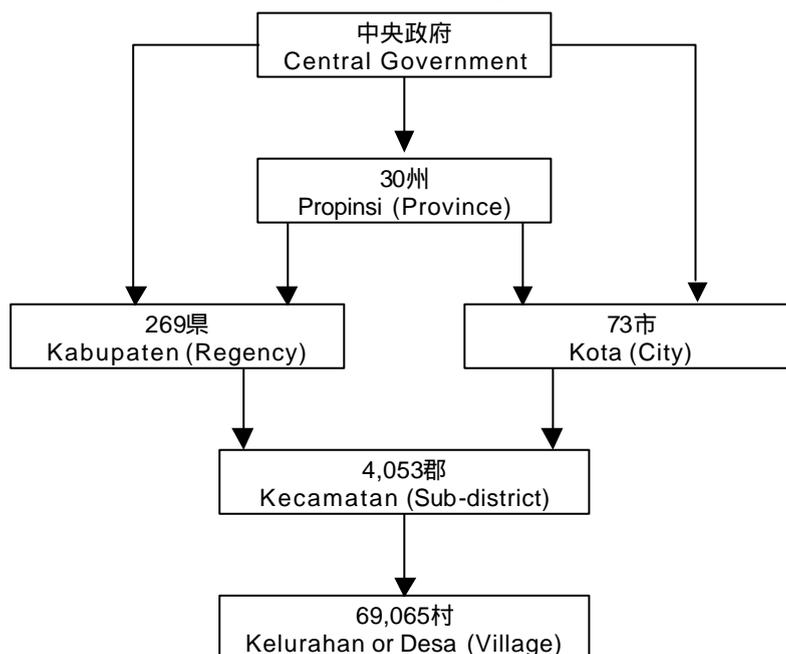
これに伴い、州と県・市は同等に位置づけられることとなった。また、従来、中央政府は、州政府、県・市政府に出先機能を有していたが、同法の制定によって、中央政府の出先機能を有するのは州政府のみとなった。中央政府の出先機関であった地方事務所（Kanwil・Kandep）は、中央政府が権限を保持した5分野のものを除いてすべて廃止され、各州や県・市の局（Dinas）へと再編された。さらに、従来あった第一級地方自治体（Daerah Tingkat I）、第二級地方自治体（Daerah Tingkat II）といった呼称は廃止され、州（Propinsi）、県（Kabupaten）、市（Kota）に統一された。市の呼称も KotamadyaからKotaへと改称された。

日本語	英語	現地語	個数	平均人口*
州	Province	Propinse	30	7,614,596 人
		プロピンシィ		
県	Regency	Kabupaten	269	
		カブパテン		
市	City	Kota	73	
		コタ		
郡	Sub-district	Kecamatan	4,053	56,363 人
		ケカマタン		
村	Village	Desa	69,065	3,308 人
		デサ		

* 平均人口は上表の総人口を個数で割ったもの。

出典：“Common Country Assessment for Indonesia” 2001, United Nations

参考図表：インドネシア地方行政の構成図



出所：“Common Country Assessment for Indonesia”, Dec. 2001, United Nations

(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

インドネシア国全体の経済・社会計画としては、国家開発企画庁（BAPPENAS）が各省庁と調整作業を経て作成する国家開発5カ年プログラム（Propenas）がある。国家開発5カ年プログラムは国策大綱に基づいてつくられ、その下に戦略計画（Renstra）、年次開発計画（Repeta）がある。

また、国土レベルでの空間計画としては、国家空間計画（National Spatial Plan）がある。国家空間計画は、現在、国家開発企画庁、居住地域インフラ省（Ministry of Settlement and Regional Infrastructure）、内務省（Ministry of Home Affairs）3つの省庁が作成し、それを7つの関係省庁から構成される「National Coordination Team for Spatial Planning」（BKTRN）によって調整を図っている。この委員長を務めるのは、経済担当調整相である。

2) 個別計画の概要

地方分権化法（1999年の法律22号と法律25号）によって、国家開発プログラムの策定プロセスは大幅に変更された。現在は、中央政府が国策大綱（GBHN）を策定して、国民協議会の承認を受ける。これを受けて、中央政府はPROPENASを、州そして県・市はPropedaを策定することになる。

国家開発5カ年プログラム（PROPENAS）

策定期間	1999年
目標年次	5年（2004年）
策定機関	国家開発企画庁（BAPPENAS）が調整。 PROPENAS自体は法律として発布される。

5年にわたる国家の開発計画を整理したもので、国家開発企画庁が策定する。国家開発5カ年プログラムでは、国家の統合、経済再生、社会的強化、地方開発、インフラ整備といった5つの重要課題のみを対象としている。これらの課題は、関係するいくつものセクターが協力して取り組むことが不可欠であるために、国家開発企画庁では、その連携を強めるようなプロジェクト、プログラムや政策などを作成することにも取り組んでいる。

このプログラムを実践することを目的とした戦略計画（Renstra）が作成され、またこの計画を踏まえて年次開発計画Repetetaが作成される。

州開発5カ年プログラム（PROPEDA）

策定期間	州により任意
目標年次	5年
策定機関	各州

中央政府がPropenasを作成する一方で、各州はそれぞれの地方の開発基本方針（Pola Dasar: POLDAS）を策定し、地方議会の承認を得て条例化する。当然、地方の作る開発基本方針は国策大綱と内容的に齟齬がないものとするのが求められる。

この開発基本方針に基づいて、州の開発5カ年プログラム（Repetada）が策定され、地方議会の承認を得て条例化される。地方の開発5カ年プログラムの策定は中央の国家開発5カ年プログラムの策定を待つ必要はなく、また内容も両者が完全に重なる必要もない。これは地方ごとにニーズが異なるから、という理由であり、同様の理由で県・市は州の開発5カ年プログラムの策定を待つ必要はないし、その内容が一致する必要もない。

県・市開発5カ年プログラム (Propeda)

策定期間	自治体により任意
目標年次	5年
策定機関	各県・市、地方首長

州開発5カ年プログラムと同様に、県・市レベルでも5カ年戦略計画を策定する。これとともに地方首長も自身の5カ年戦略計画を策定して、地方議会が毎年その進捗状況を評価するという新しいシステムも導入された。地方首長の5カ年戦略計画が地方議会の承認を受けた後は、具体的なプロジェクト案件と配分予算額を明示した年次計画 (Repetada) が策定される。

国家空間計画

国家空間計画を策定する組織は現在、3つ存在する。居住地域インフラ省、内務省、国土開発計画庁である。居住地域インフラ省は主に技術計画での計画に携わっており、内務省は自治の面からの計画に携わっている。そして国土開発計画庁は、国家的観点から望ましい国土のあり方についての指針等を検討している。

国家空間計画の役割は大別して以下の3つである。一つ目は、国家空間政策の具体的なプログラムとしての役割、二つ目は、多地域、多セクターに及ぶ開発を進めるうえでの指針としての役割、三つ目は、州政府そして地方自治体の空間計画を策定するうえでの指針としての役割である。

そして、国家空間計画を策定する3つの責任官庁の一つである居住地域インフラ省は空間計画を実践させていくうえで、次の6つの項目を課題として掲げている。

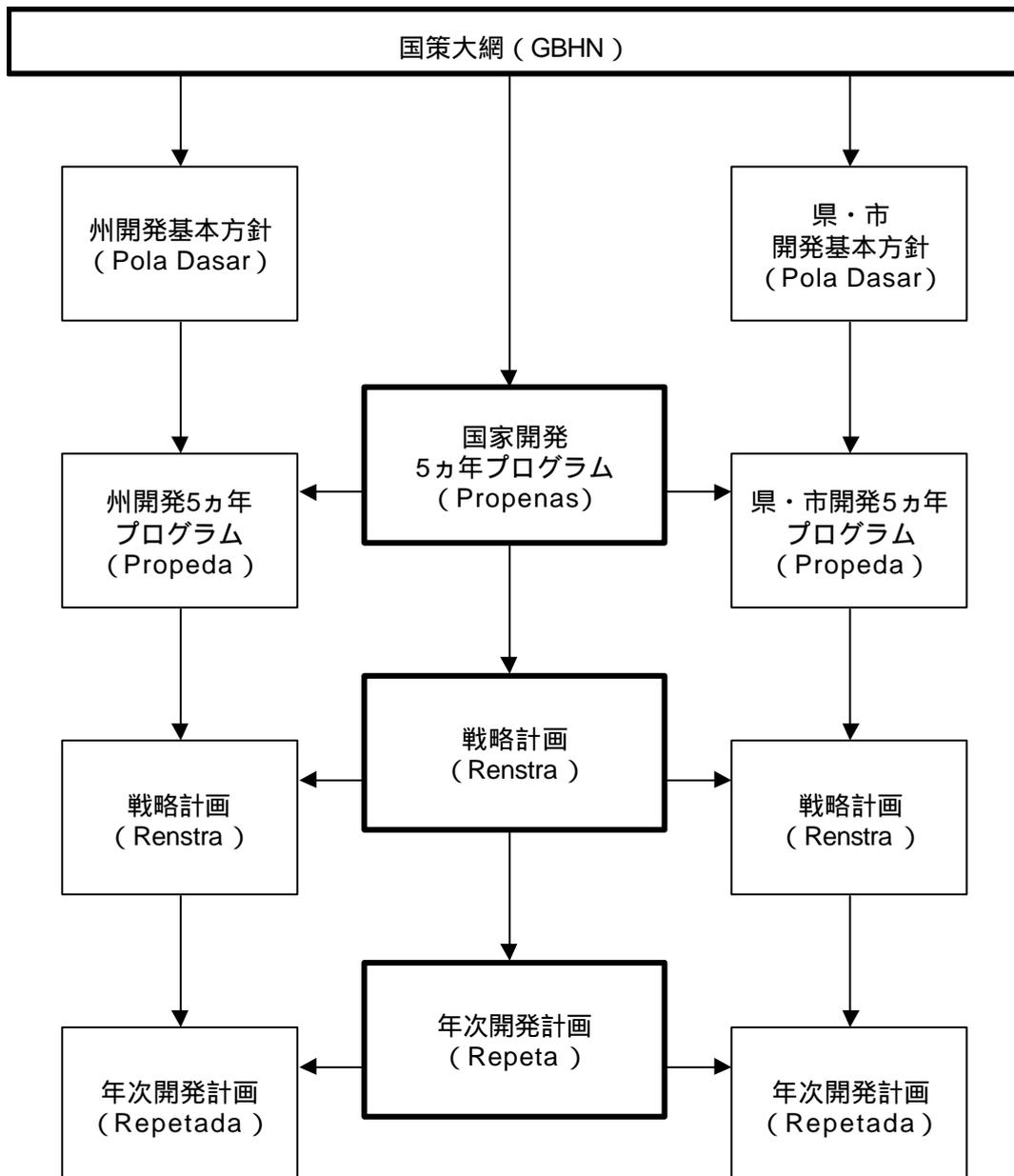
- 地域間を連結する社会基盤ネットワークが張り巡らされた国土の整備
- 空間計画を実践する地方自治体の業務遂行能力の向上
- 経済開発の促進
- 空間計画を実践させていくうえでの各主体との協調関係の構築
- 空間計画の透明性の確保
- 国家空間計画の位置づけの強化

空間計画は大きく、国家レベル、州レベル、地方自治体レベルの3段階で構成される。その概要を下表に整理する。

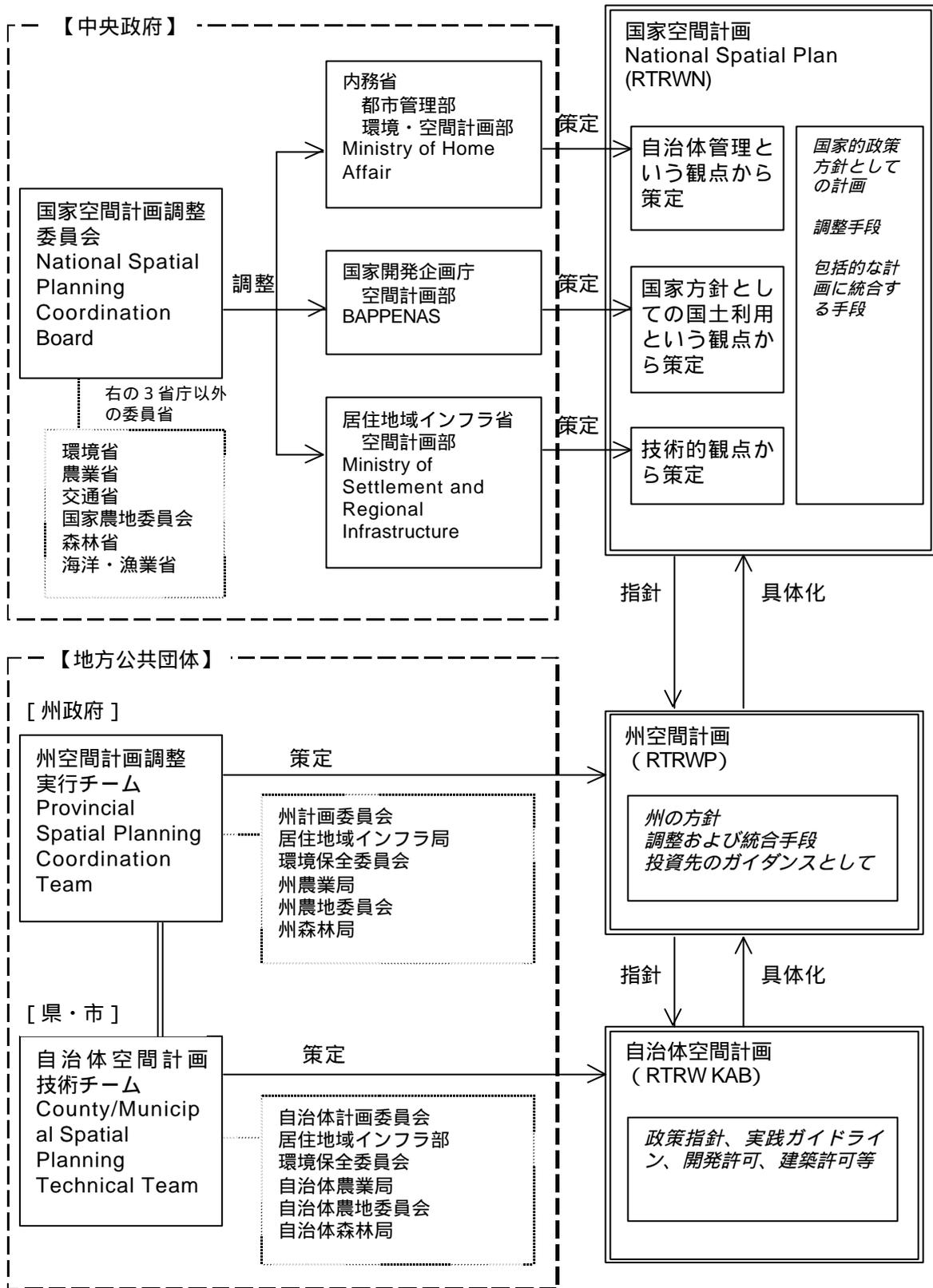
表 各空間計画の役割と機能に関する整理

	内容	機能	期間
国家空間計画	<ul style="list-style-type: none"> 構造と配置 目標 	<ul style="list-style-type: none"> 国家政策 統合ツール 調整ツール 	25 年間
州空間計画	<ul style="list-style-type: none"> 構造と配置 開発指針 	<ul style="list-style-type: none"> 州政策 統合ツール 調整ツール 投資先のガイダンス 	15 年間
自治体空間計画	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画 社会基盤整備計画 都市開発計画 	<ul style="list-style-type: none"> 政策指針 計画策定的前提条件 開発許可のガイダンス 詳細計画の参照資料 	10 年間

図 経済計画策定過程 < 現在 >



インドネシアにおける国土計画の状況



(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方制度の概況

地方制度の背景

インドネシアは、文化的、民族的に極めて多様であり、常時中央政府に対する遠心力がはたらく国である。このため、これまでは、国としての一体性を維持することが重要な政策目標として位置づけられてきた。

しかし、1998年5月、32年間君臨してきたスハルト大統領が退陣して以降、インドネシアは大きな社会経済的構造の変革の過程にある。スハルト体制の崩壊前に、学生等のデモが主張したものはスハルト退陣要求だけでなく、スハルト体制そのものの改革であり、具体的には、汚職・癒着・縁故主義の廃絶、国軍の政治・行政への介入拒否、民主化の実現であった。このような大きな流れの中、地方分権も急速に進展した。その理由は、地方に権限を広範に委譲することにより、効率の向上が図れると期待されたこと、アチェ特別州等に見られる独立運動を抑えて統一国家内の枠組みで問題解決を図ること、天然資源の権益が地方に還元されていないことへの根強い不満の解消等であった。

そして、こうした背景から、1999年に地方分権化を促す二つの法律が制定された。地方自治に関する法律22号と財政の地方分権化を図る法律25号である。

地方分権の現状と課題

法律22号と法律25号は、理念的には極めて地方分権色が強いものである。その特色として、次の4点が上げられる。(a) 分散よりも分権を重視したこと、(b) 責任関係が垂直から水平に移行したこと、(c) 中央から地方への資金配分を明確に規定したこと、(d) 村落行政に慣習法の適用を認めたこと、である。

これによって、従来は州出先機関、自治体出先機関を設置し、大統領が地方政府を統制していたが、これらの中央政府の出先機関がなくなり、地方の独立性が確保されることになった。さらに、行政の構造も、中央政府 - 州政府 - 地方政府(県・市)といったヒエラルキーが改められ、州政府と地方政府(県・市)との位置づけが同等になった。この結果、地方政府の裁量は大幅に増加されることになった。

このような行政構造の再編に際し、州政府協会、郡政府協会、自治体協会といった3つの協会が創設された。これらの協会は、地方分権に伴う権限委譲の過程において、それぞれがより多くの権限を得るために活動することを目的としており、地方分権の過渡期であるがゆえの現象であると考察される。

さらに、法律25号はこれらの権利を予算面でもバックアップし、その権利が画餅にならないようにしている。同法は、中央政府から地方政府への予算の流れを助成金といった特定枠ではなく、一括的補助金に変え、地方政府は中央政府の顔色をうかがう必要がなくなった。

これによって、従来のようにプロジェクトの有無、規模等ではなく、天然資源の埋蔵量等によって中央政府からの予算は地方政府へと比例配分されるようになった。ま

た、地方政府はこの予算の用途に関して中央政府からの制約を受けず、独自の判断で決めることが可能となった。さらに、歳入に関しても地方政府の裁量が拡張された。従来は固定資産税のうち地方政府の取り分は40%前後であったが、現在では80%前後へと増加している。また、課税徴収対象が域内であること、公共の利益に反しないこと、他の租税・課徴金に抵触しないこと、マイナスの経済的影響を地域経済に与えないこと、などの条件を満たせば、地方税・地方課徴金を定める条例を地方議会が制定することも可能となった。このように、権利だけでなく、予算面でも地方分権化が支援されたのである。

一方、還元補助金の導入が地域間格差を拡大している。還元補助金は天然資源の産出量に応じて、各自治体に配分されるために、石油や天然ガス、森林資源などを有する自治体への予算配分が増加している。従来は、人口に応じて予算配分がされていたため、改正後は人口が集積しているジャワ島やバリ島などは予算が減少し、森林資源が豊かな東カリマンタンのクタイなどは予算が大幅に増加している。

2) 国土政策における地方分権の状況

法律22号と法律25号によって、空間計画に関する地方政府の役割は、計画の実施、財政、評価、管理であると定められた。そして中央政府の役割は、国家空間計画（National Spatial Policy）の策定、州レベルでの計画の調整、地方レベルでの空間計画を策定するうえでの手段、方法などに関する規制の策定などと定められた。法律22号によって、空間計画を策定する権限は地方自治体が有することになり、従来必要とされていた内務省の認可は必要とされなくなった。

また、国家空間計画は法律22号制定以前には、中央政府が一方的に作成し、地方政府はそれに従う、という構図でその実践が図られていたのであるが、自治体や地方議会の意見を反映させることが義務づけられることになった。例外的に、国家空間計画が策定される以前から、既に州レベルで空間計画を策定していたジャカルタのような自治体（ジャカルタは州レベルの市）もあり、ジャカルタは、既に1965年時点で都市計画を策定していた。

同法の制定による空間計画における大きな変化を3点整理する。まず、第一の点は、地方政府が独立性を有したことによって、従来のように中央政府の「言いなり」ではなく、自らの判断で空間計画を策定し、実践する権限と責任を有したことである。すなわち、従来のようなトップダウン・アプローチではなくて、ボトムアップ・アプローチの空間計画が策定され、実践されるようになった。この結果、住民の積極的な参画、計画策定、実践における透明性の確保などが実現されるようになった。

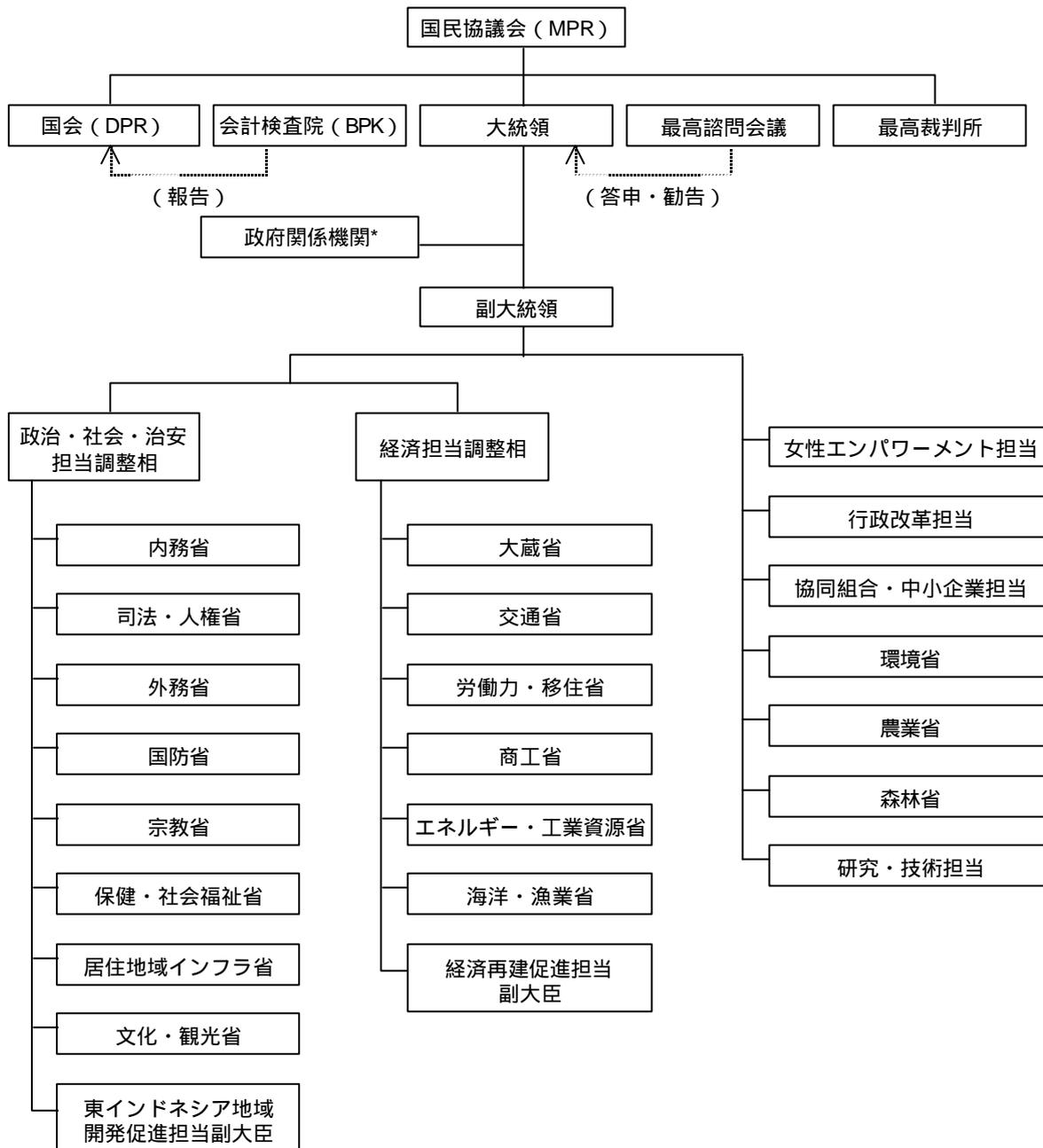
第二の点は、中央政府と州政府、地方政府がそれぞれ策定する空間計画の内容面での不一致が、より顕在化しつつあるということである。特に隣接する自治体等において、広域ビジョンを共有しないような空間計画が策定されつつある。その結果、長期的・広域的なビジョンに欠いた短期的・限定的な計画が策定される傾向が見られ始めている。

第三の点は、中央政府や州政府の空間計画における相対的な位置づけが大幅に後退したことである。中央政府の地方における出先機関の廃止は、中央政府の管理力を大きく

削ぐことになる。また、州政府の位置づけも地方政府と同等になり、地方政府の調整機関として州政府が機能することも今後は困難になると推測される。この結果、地域によって計画の内容などに差異が見られ始め、多様な空間計画が策定される傾向にある。

インドネシアでは、スハルト体制からの転換をあまりにも早急に求めたため、地方分権の取り組みも極めて急ぐこととなり、現場では混乱が生じている。今後、インドネシアが地方分権化を進めていくうえでも様々な障害を克服しなくてはならないであろう。

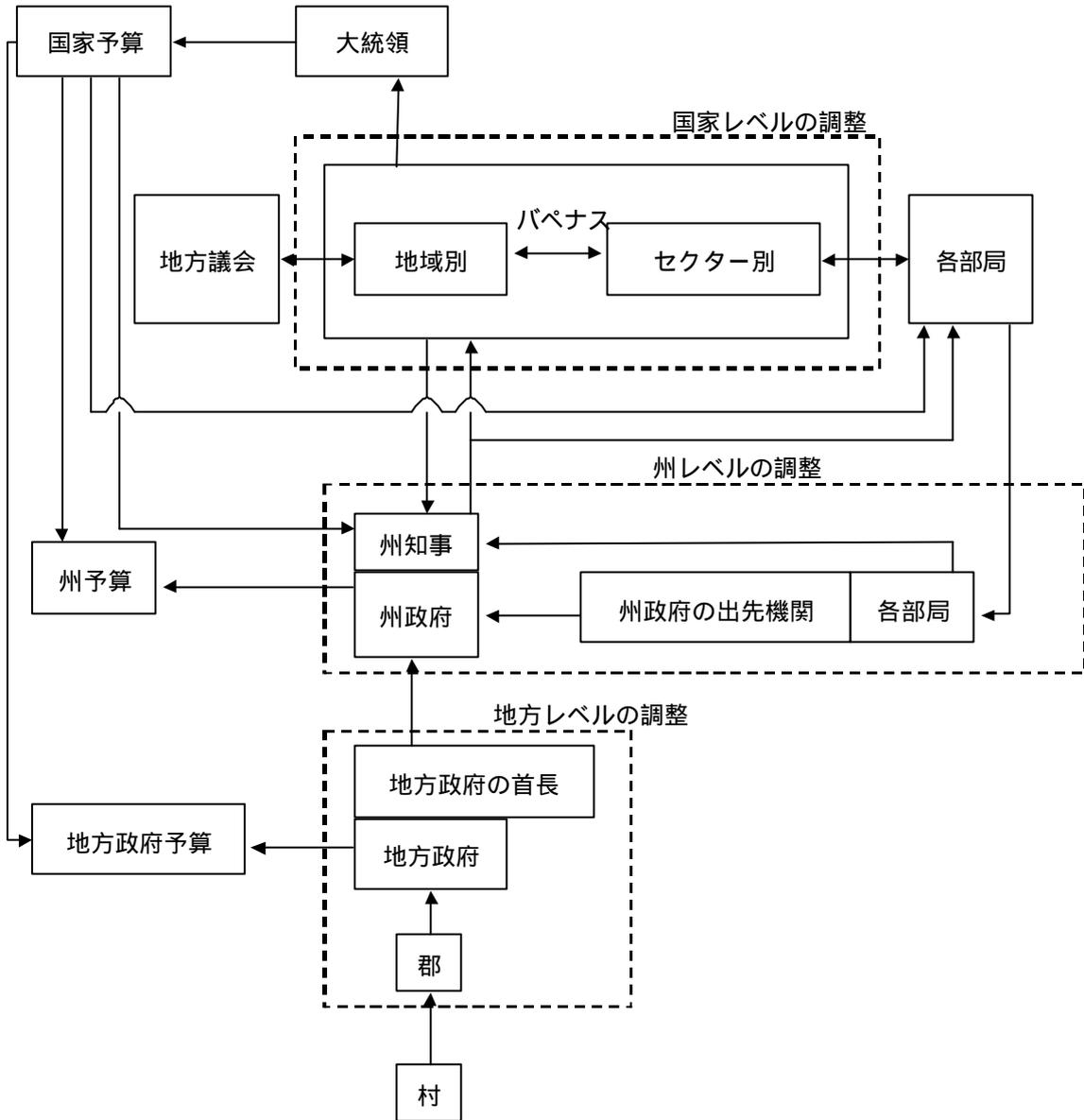
参考図表：インドネシアにおける政府組織図



* 国家開発企画庁（Bappenas）、食糧調達省（Bulog）、中央統計局（BPS）、資本市場管理庁（Bapepam）、インドネシア銀行（BI）、人事院（BAKN）、技術評価応用庁（BPPT）、国家航空宇宙庁（LAPAN）、国家原子力庁（BATAN）などを含む。なお、投資調整庁（BKPM）は、今回の省庁改変に伴い、商工省の管轄下に移った。

出典：「アジア動向年報 2002」アジア経済研究所、2002 年

参考図表：国家開発計画の策定メカニズムと各機関との調整



地方レベルの調整：村、郡からあげられた提案を地方政府内で、予算等も含め調整して、州政府にあげる

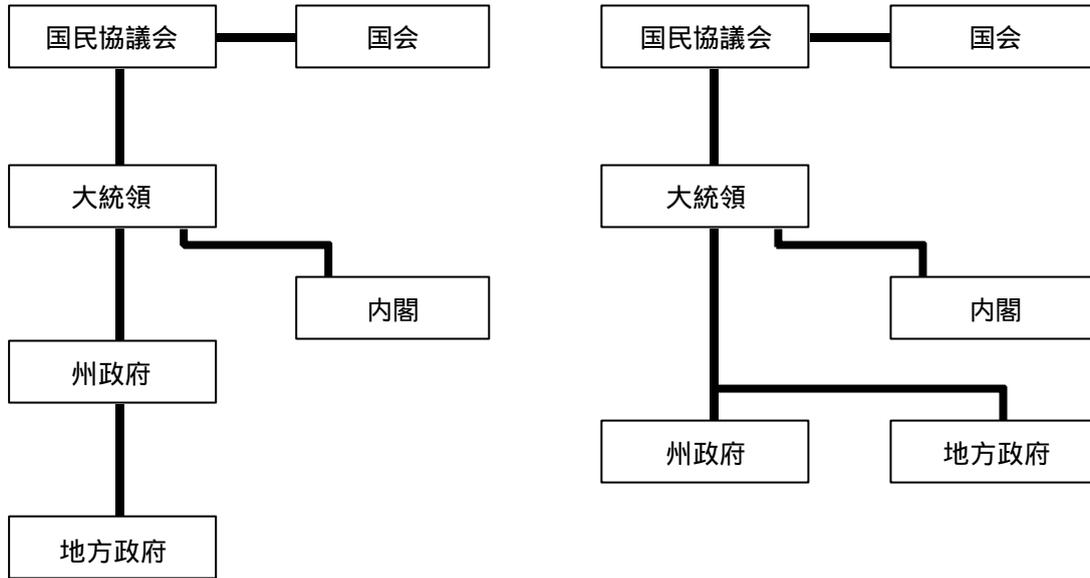
州レベルの調整：地方政府からの提案とバベナスのセクター・地域別の年間計画をインプットし、また、各セクターの部局からの提案を受け、調整する。予算としては、州予算と州を越えた予算とがある。

国家レベルの調整：バベナス内外でレビューしながら調整

参考図表：地方分権化法制定前後の行政構造

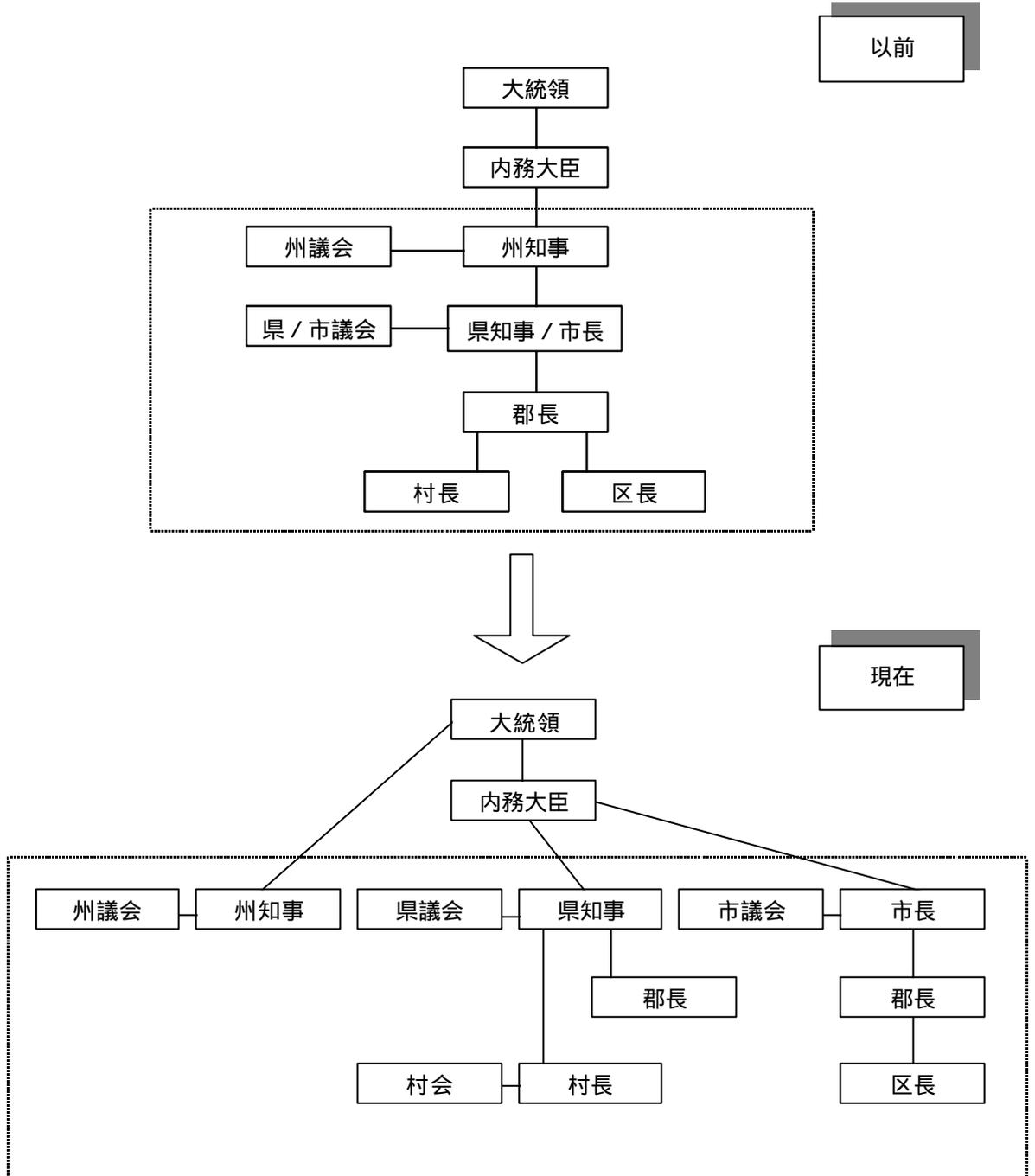
制定前

制定後



注：州は Propinsi、地方政府は県 Kabupaten 及び市 Kota に該当する。

参考図表：各首長間の責任関係の変化（地方分権化法前後比較）



出所：インドネシア・ハンドブック 2000年版、ジャカルタ・ジャパン・クラブ

5. マレーシア

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると人口は約6分の1、面積は約0.9倍で、人口密度は約1/5。

	マレーシア
人口(人)	23,795,300
面積(km ²)	329,750
人口密度(人/km ²)	72

出典：CIA The World Factbook 2002,
人口はマレーシア統計局「Monthly Statistical Bulletin 2001.8月号」

2) 地方自治体の階層と数、平均規模

日本語*	英語**	現地語	個数***	平均人口****
州	State		13	1,830,408
郡	District	Daerah	136	174,965
村		Mukim		
集落	Village	Kampong		
自治体*****	特別市	City	7	10万人以上
	一般市	Municipal	33	10万人以上
	町	District	104	10万人未満

* 日本語訳に関しては、「アジアの地方制度」齋藤友之氏のものに準じた。

** 英語訳に関しては、Nasir Shari 氏のプレゼンテーション資料をもとにした。

*** 自治体の数に関しては、Nasir Shari 氏のプレゼンテーション資料をもとにした。

**** 平均人口は上表の総人口を個数で割ったもの。

***** 特別市と一般市の違いは、財源による。2000 万リンギット以上だと特別市に昇格できる。

(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

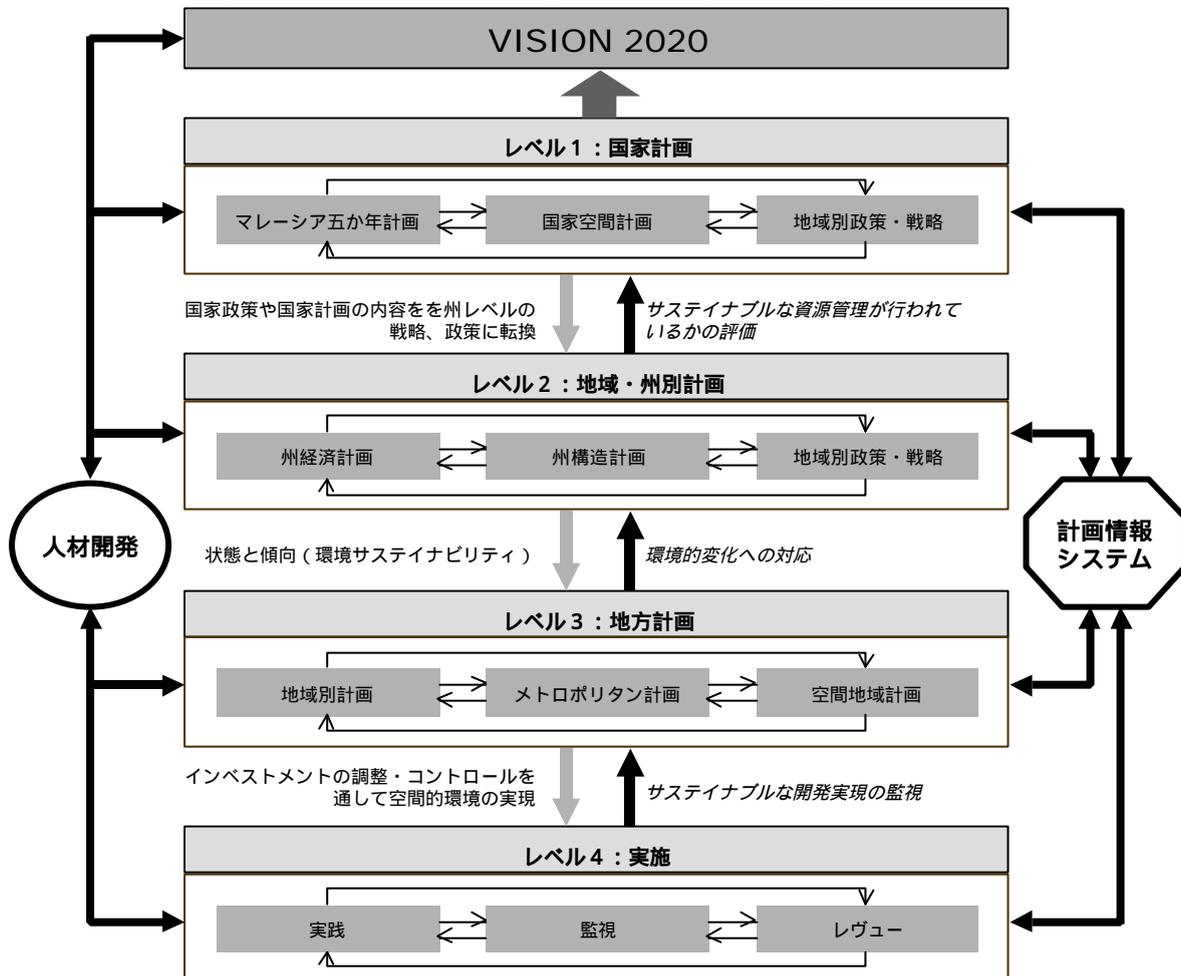
マレーシアにおいては、経済的側面での長期計画は、経済計画庁(EPU)が策定している。一方で、空間面での長期計画は住宅・地方自治省(JPBD)の方で現在、国家空間計画を策定中である。また、国家土地利用計画も策定することを検討中である。

マレーシアは、土地に関しては州の管轄下であり、国有地が少ないこともあり、土地に関する政策もあまり連邦政府は策定しにくいような状況にあった、ただし、地域間格差が広がるなど問題が生じつつあり、国土計画を策定する必要性が認識されてきている。

下図は、マレーシアの資源統合計画管理システムの概要図である。ここでいう資源には国土が含まれており、国家空間計画、州構造計画、メトロポリタン計画などは国土、州土、都市計画に相当する。このように、マレーシアの国土政策は連邦政府がビジョン

を提示し、州が自治権をもった土地利用計画を策定し、それを地方自治体が遂行する、といったシステムが形成されている。

図 マレーシアの資源統合計画管理システム
(Integrated Resource Planning and Management System) の概要図



出所：JPBD の資料をもとに作成

2) 個別計画の概要

ワワサン 2020

策定時期	1991 年
目標年次	2020 年
策定機関	経済計画庁 (EPU)

「ワワサン2020」(2020国家構想)は、長期国家計画で経済計画庁(EPU)が策定している。この「ワワサン2020」は1991年に制定されたもので、90年代に生まれた世代が成人して社会の第一線に立つ2020年までに、マレーシアを先進国社会に仲間入りさせることを目的としている。効率性と生産性主導の経済成長を提唱し、人材育成や技術の高度化を図り、中小企業とサポーター・インダストリーの育成による産業内のリンケージを深化させ、さらに情報化産業に取り組むという方針が明示された。

国家計画：第8次マレーシア計画（The Eighth Malaysia Plan）

策定期期	2000
目標年次	2001～2005年
策定機関	経済計画庁（EPU）

第8次マレーシア計画は、その上位計画である10年計画（Outline Perspective Plan、2001-2010）の前半部分の目的を実現させるために策定される計画であり、OPPがより観念的なものであるのに比べ、より具体的な内容を伴ったものとなっている。また、2001年に発表された国家展望政策の目的（これはOPPに包含されている）を達成すべく内容にするものとなっている。

第8次マレーシア計画は、第7次マレーシア計画での目的を継続させていくとともに、第7次計画時には停滞していたマレーシアの経済が、第8次計画時には復活するという前提のもとで計画が策定されている。そして、この第8次計画を実施することによって、マレーシアがより進歩的で忍耐力のある国家へと進化していくことができるようなものとして位置づけられる。

この第8次マレーシア計画を策定する経済計画庁は大統領府の下に位置づけられる組織であり、政府の中心的存在であり中長期的な計画を策定する組織である。マレーシアは多民族国家であり、国のアイデンティティをも含めた意味での、国家統一というのが国の大きな目標となっているが、これを達成するための計画を策定することが、この経済計画庁の使命となっている。

国家空間計画（National Physical Plan）

策定期期	現在、策定中
目標年次	2020年
策定機関	住宅・地方自治省（JPBD）

空間面での長期計画については、住宅・地方自治省が国家空間計画（National Physical Plan）を策定中である。これは、現時点では調査段階であるが、大規模なものである。

その目的としては、以下のことが掲げられている。

- 2020年までに先進国の仲間入りをすべく、統合国土戦略的利用法を明確に示す
- 世界的競争力を強めるため、土地資源や土地利用可能性が十分に活用され管理されているかを確認する
- 国土の多様性と資質を高めつつ、サステイナブルな開発を促進する
- バランスのとれた地方開発を助長する
- 国レベルより下位のレベルでの計画調整の枠組みをあたえる

(例：州構成計画(State Structure Plans)、地方計画(Local Plans))

- 国土計画の実行、監視、見直しに対する効率的かつ効果的な手段をもたらす

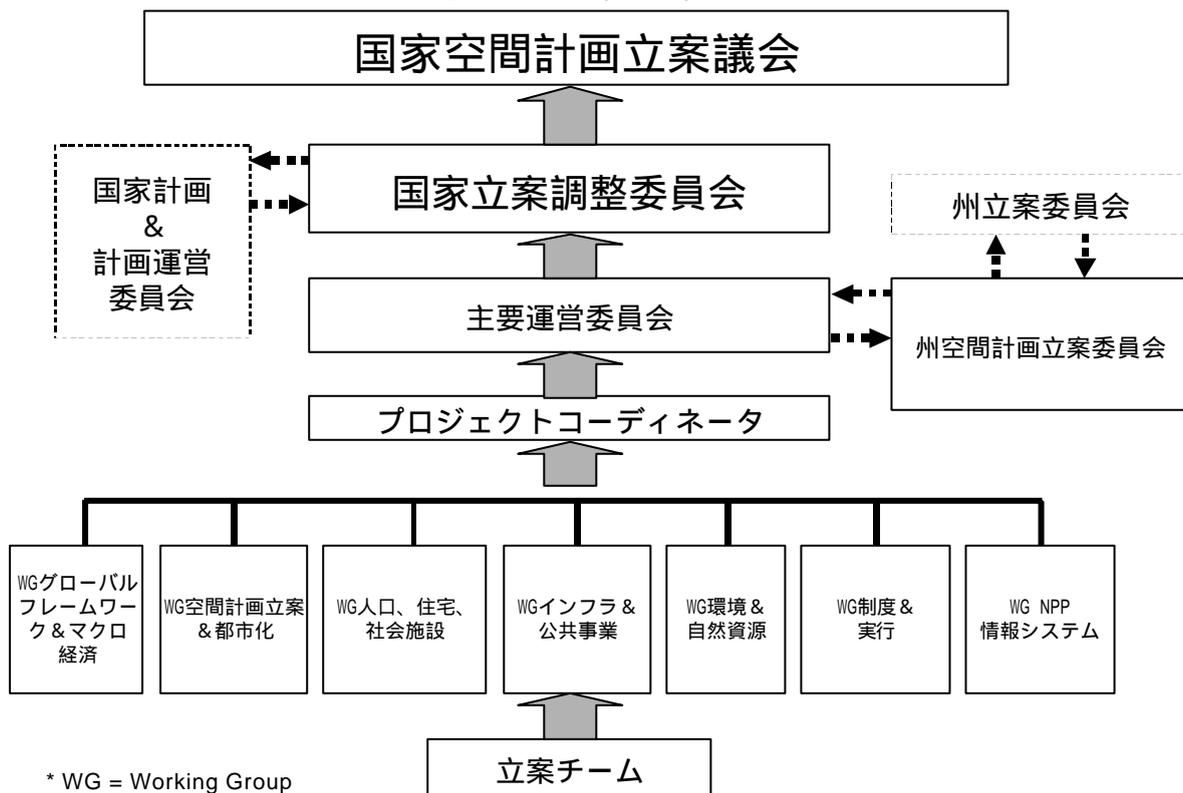
国家空間計画は、10年ほど前にその考えが示された極めて新しいものであり、以前の計画は、土地の性格などを考えていなかった。例えば、5カ年計画でケダに工場をつくらうとすれば、土地のことを考えずにケダに工場ができてしまい、多くの問題が生じていた。

そこで、国家空間計画は、長期計画において必要であると指摘されているものを空間的にどう配分させるかを明らかにするために策定される。

また、下図に国家空間計画を立案するための組織図を示している。立案チームは7つのワーキング・グループからなり、それをプロジェクト・コーディネーターが束ねて主要運営委員会に諮り、その結果が国家立案調整委員会を経て、国家空間計画立案議会まで行き、そこで最終的に計画が制定されることになる。途中、州ごとに別れて計画立案委員会が設けられており、その結果は主要運営委員会にて調整が図られる。また、国家計画運営委員会との調整は国家立案調整委員会にて図られる。

JPBDはこのワーキング・グループとして機能している。

図 国家空間計画 (NPP) 立案組織図



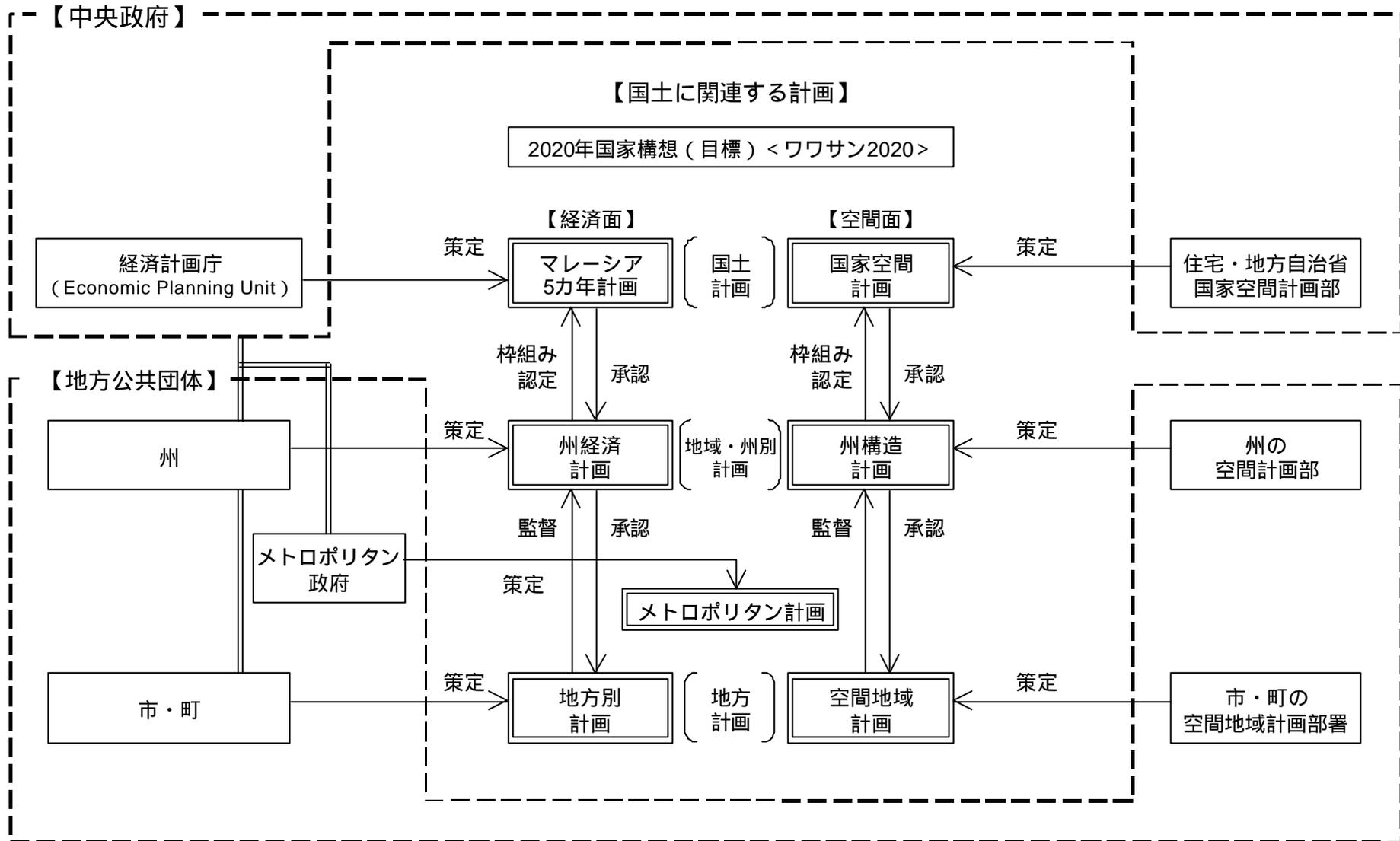
Multimedia Super Corridor Plan

策定期期	1997 年
目標年次	2003 年
策定機関	経済計画庁 (EPU)

マルチメディア・スーパーコリドール計画は、マレーシアの産業構造を製造業から知識集約型産業へとシフトさせるために、大規模な情報産業集積地区を整備するという国家プロジェクトである。その規模は15×50kmで、クアラルンプールと新空港を結ぶ地区に、世界規模のマルチメディア企業を誘致しビジネスや研究開発の拠点化を図る。この計画を実践させるために、マレーシア政府はマルチメディア・スーパーコリドールの特別区を設定し、サイバー法を含む各種法律を制定し、この大規模な開発をバックアップしている。

この計画もワフサン2020の目標である「2020年までに先進国の仲間入り」を実現させるための一つである。

マレーシアにおける国土計画の状況



(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方制度の概況

地方制度の背景

マレーシアは、調査対象の6カ国の中では、分権化に関しては他国とは異なるスタンスをとっている。マレーシアはそもそもツングといわれる王が支配していた領土を統合して国家（連邦国家）がつくられたという経緯があることから分かるように、立国した時点から州の自治権が極めて強く、「分権化が進みすぎていた」ともいわれている。

そして、このような状況を是正するために、中央政府が地方行政に関与できるような方針を打ち出している。これが、現在、国家空間計画を策定している背景であるが、特に環境面に関して中央政府が地方政府の権限を上回るようにしている。これは、地域的なバランスをもった国土計画を策定できるのは、国家だけであるという認識があることによる。

マレーシアの地方制度を大きく変革させたのは、1973年の地方政府制度の改革である。これは、地方政府を中央政府が統轄するための3つの法律を制定するというものであり、これによって中央への権力の集中が進んだ。特に、1976年に制定された都市・地域計画法は、従来は州が有していた権限を中央政府へと移行させた。

地方分権の現状

マレーシアにおいては、独立前は州にタウンボード（Town Board）という委員会があり、そこが都市計画を策定していた。1957年にマレーシアが独立して連邦国家となると、連邦法が制定され、教育や外交、入国管理などの業務は連邦政府の管轄下におかれるようになったが、土地や宗教に関するものは、以前と変わらず州の管轄になっていた。現在も、土地利用政策は州が策定している状況にある。このような状況を改めるために、マレーシアでは、2005年には国家土地政策を策定する予定がある。

分権化の弊害は、経済計画庁（EPU）が策定している長期計画においてもみられ、州が自己主張をして、話がまとまらないという問題が生じていた。しかし、現時点では連邦政府も政治的な力を有しているので、マハティール首相の意図は通りやすい。それでも森林などに関しては、州が極めて強い権利を有しており、森林保護は難しくなっている。連邦政府は、州に対し補助金などを渡すことによって管理している。一方、野生動物保護は、連邦政府が行うべきものであるが、予算があまりないので、徹底させることは難しい。

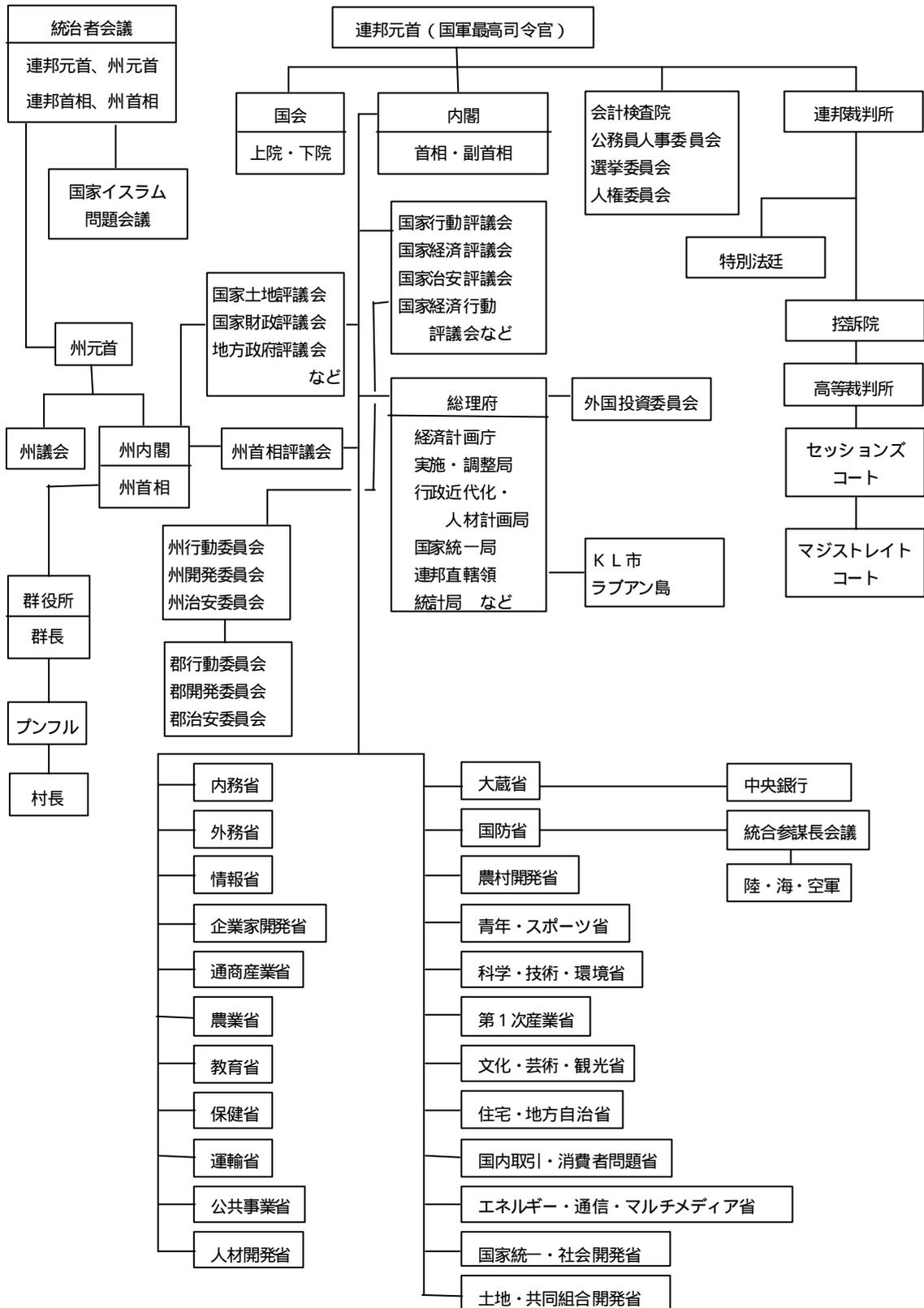
このように、マレーシアはそもそもが分権型になっており、むしろ調和のとれた国土計画ができない、といった分権の弊害が生じている。このため、分権化よりは、むしろ中央集権化に向かっており、1973年の地方政府制度の改革以来、着々と進められている。

2) 国土政策における地方分権の状況

マレーシアは、分権化が非効率なレベルにまで行われていたため、徐々に州から中央政府へと権限を移行させてきたという経緯がある。その理由は、意思決定が地方で行われていると、情報が中央政府にまで流れないので、地域間の非効率な競合が生じたり、マクロな観点にたった国土計画が策定できないためである。特に、環境問題が深刻化する中、中央政府の国土計画、国土政策へのコミットメントは高まっているとマレーシアの関係者は認識している。

このようにマレーシアは国土計画に関して、他国とは違った考えを有している。これは首相のリーダーシップで、地方政府の調整を中央政府が図りやすいといった点が背景にある。地方分権化の是非を今後、判断するうえでの参考事例としてのマレーシアの存在は貴重であると考えられる。

参考図表：マレーシアの政府組織図



出所：アジア動向年報 2001、日本貿易振興会 アジア経済研究所

参考図表：マレーシアにおける州別の郡数

州	郡 (District) の数
ジョホール州	8
ケダ州	8
ケラントン州	10
メラカ州	3
ネグリ・センピラン州	7
パハン州	11
ペラク州	9
ペルリス州	1
プラウ・ピナング州	5
サバ州	29
サラワク州	29
セランゴール州	9
テレンガヌ州	7
合計	136

6. フィリピン

(1) 地方自治制度の概要

1) 国全体の人口、面積、人口密度

日本と比較すると人口は約2/3、面積は約0.8倍で、人口密度は約0.83倍。

	フィリピン
人口(人)	81,159,644
面積(km ²)	300,000
人口密度(人/km ²)	271

出典：CIA The World Factbook 2002

2) 地方自治体の階層と数、平均規模

日本語*	英語**	個数***	平均人口****
州	Province	79	1,027,337 人
構成型の市	Component City	83	
自治体(町村)	Municipality	1,495	
高度都市化都市	Highly Urbanized City	27	
独立構成型の市	Independent Component City	4	
集落	Barangay	41,953	1,935 人

州 (Province)

最大の地方行政単位である州は構成型の市と町村からなっており、これらと調整を図り監督する役割も担う。

州議会は知事、副知事、選挙によって選ばれた議員の他、大統領の指名や、バラングイ青年評議会州連合の会長で構成される。

1987年憲法以降、州を新設する場合にはフィリピン議会の制定法が必要で、最低でも3,500平方キロの面積と50万人の人口、1千万ペソの推定年間収入の確保が必要とされる。

構成型の市 (Component City)

州の下部機構で、人口10万人、年間平均収入1千万ペソの規模が必要とされ、自主的な行政が認められている。

市議会は助役を議長に、選挙で選ばれるメンバー(人数は人口規模による)、バラングイ青年評議会 都市連合会の会長などで構成される。

町村 (Municipality)

州の下部機構で、多数のバラングイ(集落)によって構成される。

公務員の中で選挙によって選ばれるのは町長、助役、町議会のメンバーである。

町議会は町長を臨時の議長として、選挙で選ばれる8名の他、バラングイキャプテン

協会の会長、バランガイ青年評議会連合の会長、及び大統領が任命する労働部門の代表で構成される。

高度都市化都市 (Highly Urbanized City)

人口20万人、年間平均収入5千万ペソの規模を有することが必要とされる。基本的な構造は市 (Component City) とほぼ同じだが、州からは完全に独立している。

独立市 (Independent City)

住民投票で定められた市として成立することを拒否したもの。特定の地方代表者の機関への参加に制限がある。

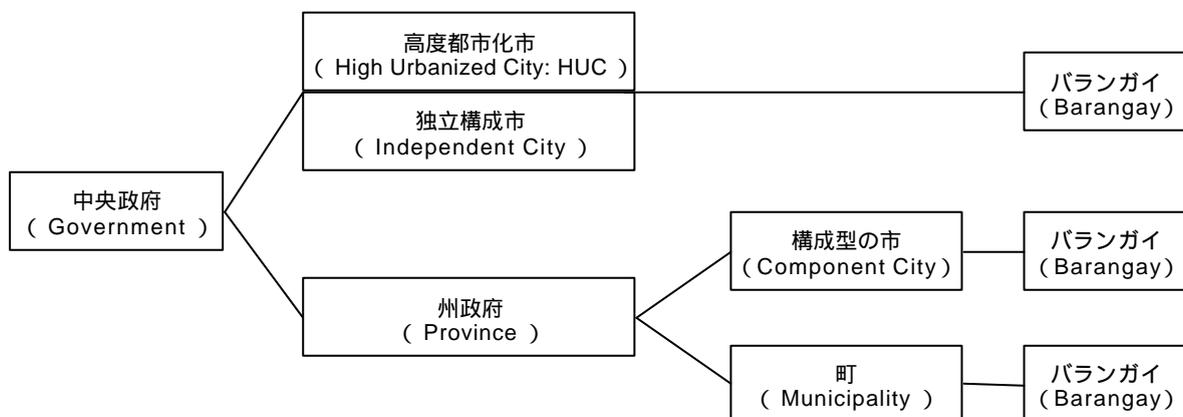
バランガイ (Barangay)

最小行政単位のバランガイは市、町の領域内で1,000人以上の住民を擁し、バランガイ・キャプテンを長とする選挙で選ばれた一群の公務員によって管理、運営されている。

政府の諸々のサービスを提供する窓口として機能する。

またバランガイ裁判所として諸々の紛争についてバランガイ・キャプテンによる調停が行われ、初級審の役割を果たしている。

参考図表：フィリピンの地方行政構造



(2) 国土計画・地域計画の制度の概要

1) 全体概要

フィリピン国全体の社会・経済計画としては、国家経済開発庁（NEDA）が策定する中期フィリピン開発計画（Mid-Term Philippines Development Plan）がある。また、土地空間面では、国土計画は存在しないが、それに最も近いものとして「空間計画のための国家フレームワーク（National Framework for Physical Plan）」がある。

2) 個別計画の概要

中期フィリピン開発計画（Medium-term Philippine Development Plan）

策定時期	1999年
目標年次	2004年
策定機関	国家経済開発庁

ラモス前政権下での中期開発計画（1993～1998年）は、2000年までにフィリピンをNIE's入りさせるための経済政策に重点を置いていたが、新計画案では、エストラダ大統領の選挙公約でもあった農業および貧困対策、社会的平等などを前面に打ち出した内容となっている。

その策定機関は国家経済開発庁（NEDA）である。NEDAは大統領が組織の長である独立した計画組織であり、1987年のフィリピン憲法によって設立された。NEDAは、他の役所への技術的協力や、政策的アドバイスを提供する機能を有している。そして、すべての役所を束ねる中心的組織として位置づけられる。加えて、NEDAは議会や司法にも同様な技術的協力や政策的アドバイスを提供している。

NEDAはマクロ経済の政策的アドバイスを実施することや、技術的協力の提供、公共投資の計画、公共プロジェクトや公共プログラムのモニタリング、国家開発のコーディネーターとしての役割を担っている。それらの中でも、政策的アドバイザーとしての位置づけが重要である。NEDAは、国家開発計画やプログラム、課題などに関して大統領に助言を行う。また、中央政府や地方政府に対して、計画、プロジェクト開発、資源開発などに関しての技術的協力を行うというものである。

公共投資の計画は、国家プログラムやプロジェクトを推進させるための、物質的資源や予算の配分を行う。公共プロジェクトや公共プログラムのモニタリングは、国家的計画やプログラム、プロジェクトの影響をモニタリングするというものである。最後の、国家開発のコーディネーターとしての役割とは、国家開発に関する政府、司法、議会の調整役を担うということである。

空間計画のための国家フレームワーク（National Framework for Physical Plan）

「空間計画のための国家フレームワーク」は2001年から2030年までの30年におよぶ計画で、これは、1990年の「国家空間フレームワーク計画（National Physical Framework Plan）」に起源しており、これは大統領令62条によって採用された。

国家空間フレームワーク計画は1993年から2022年までの計画であったのだが、国家レベルで不適切な点があるために改良、アップデートしたものが、「空間計画のための国家フレームワーク」である。

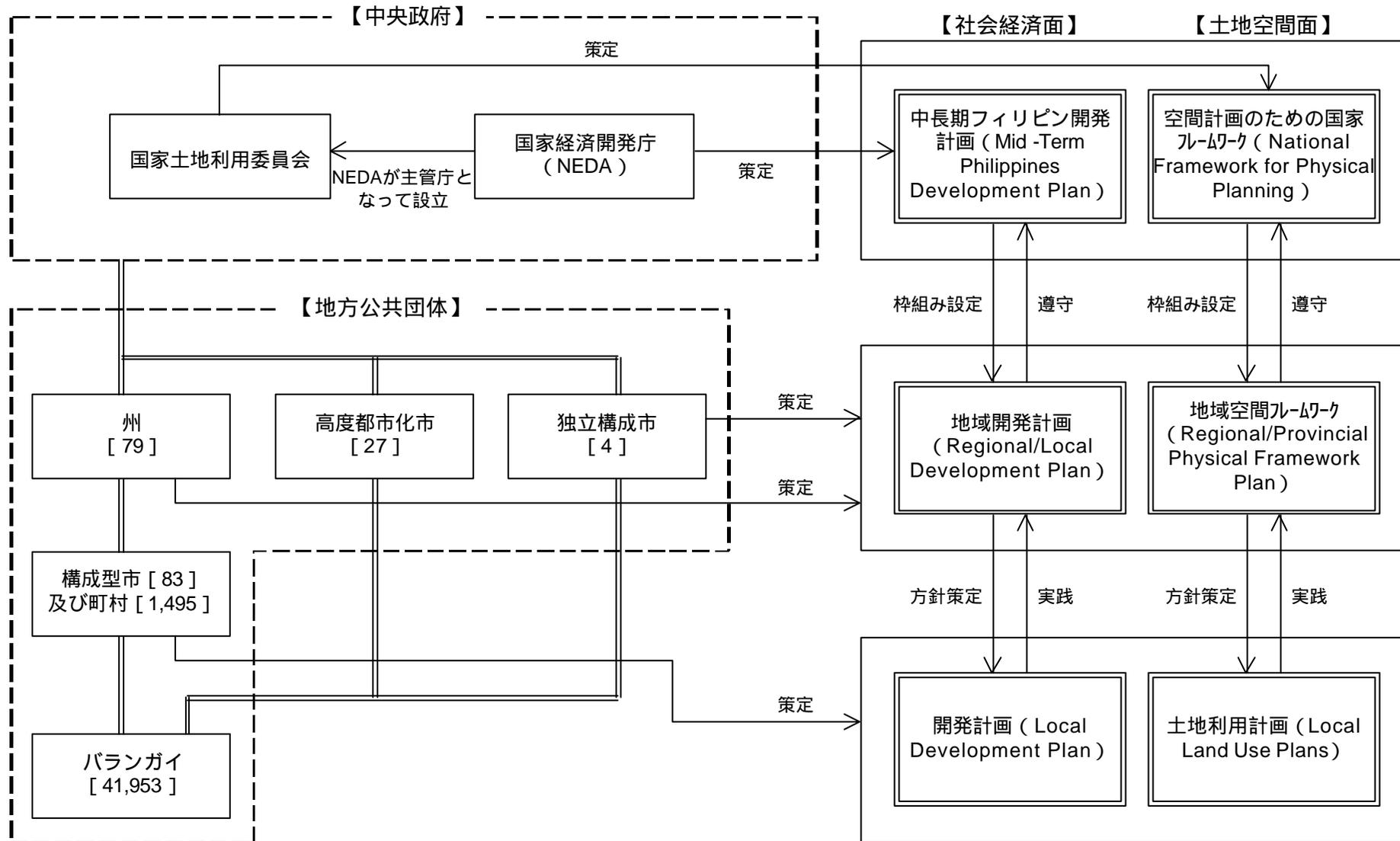
この計画は国家土地利用委員会によって策定された。同委員会は、NEDAが主管庁となって1983年に設立された。

この空間計画のための国家フレームワークは、国土政策の方針を定めており、全国または地方の国土資源の管理に関しての方針等を定めている。この物理的枠組みは、全国的・地方的問題、物理的環境を配慮し、大規模な国土利用に関する最適な立地などを検討し、限りある物理的資源の利用、配分、そして開発に関する最適な戦略を決定することを目的としている。ただし、政策面での方針を提示しているだけであり、計画のレベルまでには至っていない。

その内容は、食料と環境の安全性の確保、環境に関する戦略的方針、国土利用やインフラ開発などの国土政策方針を含んでいる。

フィリピンの国土計画の状況

【国土に関連する計画】



(3) 地方分権への取り組み状況

1) 地方制度の概況

地方制度の背景

フィリピンの行政官僚制は、開発途上国の多くがそうであるように、植民地支配の影響を強く受けている。フィリピンの行政機構に大きな影響を与えたのは最初の宗主国スペインである。特に、教会と政府の二重統治構造と、首都圏にあらゆる国家機能を集中させるというスタイルはスペインの影響であると考えられる。ただし、現行の行政官僚制については、米国の影響が強く、米国植民地支配に構築されたと考えられる。フィリピンの行政は、議会が定めた法律と予算の執行に限定され、我が国や英国などの議院内閣制のように政府が行政部門を直属の補佐機構として位置づけていない。米国と同様に大統領の権限も強いが、フィリピンは米国のそれよりもさらに強く、地方自治体首長の更迭・職務停止の権限までも与えられている。

フィリピン国家機構をみると、中央の行政府は大統領を長としており、その下に大統領府、19の省、3つの憲法規定委員会、その他の行政機関から成る。大統領府とは、大統領のスタッフ機能を持っており、官房長官が統括している。

地方分権の現状

フィリピンは、東南アジア諸国の中で、最も早く地方分権に取り組んだ国である。従来が極端にトップ・ダウン型の体制であったため、独立後だけでも何回も地方分権が試みられてきた。特に分権が加速したのは、マルコス体制が崩壊した後である。1980年代後半から、国際援助機関において「地方分権」が重要なアジェンダになり、フィリピンが先取りしてその制度を受け入れることになった。そこで制定されたのが、1991年に施行された地方自治法（Local Government Code of 1991）である。

同法における地方分権は、転換期（1992年～1993年）、移行期（1994～1996年）及び安定期（1997年以降）の3期からなる執行計画によって推進されている。

その目的は次のとおりである。

- 中央政府への権限の集中を抑制し、地方開発の効率化を図る。
- 中央から地方への適正な資源の配分と利用を促し、地域間格差の是正を図る。
- 地方住民の開発への参加を促し、地方自治体主体の開発を促進する。

それまで中央政府が保持していた行政機能、責任、規制、監督権限を地方政府へ委譲しており、最も影響を受けた分野は、保健・医療、インフラ整備、農業普及、社会福祉、観光開発である。

こうした分野でこれまで中央官庁が実施していた事業及び権限の移管に、人員と資機材が伴ってきた。例えば、農業省における農業普及は、これまで中央の農業省の一元的指導のもと、同省地域事務所を通じ実施していたが、農業普及員の地方自治体への移管と同時に、普及事業の計画・立案・実施・モニタリング・評価の一連の事業が

地方自治体の責任となった。農業省の役割は、必要に応じ同省の下部機関である国立農業研修所等において技術指導をすることとなった。

また、保健・医療分野では、これまで中央の保健省の一元的指導のもと供給されていた地方の各医療施設（Provincial Hospital、Municipal Health Unit、Balangay Health Station）の医療サービスが、地方自治体の責任による運営となった。

さらに、インフラ整備では、国道を除く地方道路の建設、維持が、地方自治体の独自の財源によって行われることとなった。

一方、一定の徴税権（不動産税、事業税、不動産取引税、印刷出版税、フランチャイズ税、砂利採掘税、専門職業税、娯楽税、輸送税、手数料課税等）が地方自治体に委譲された。現在では、国家予算のうち40%が地方自治体に配分されるようになっている。

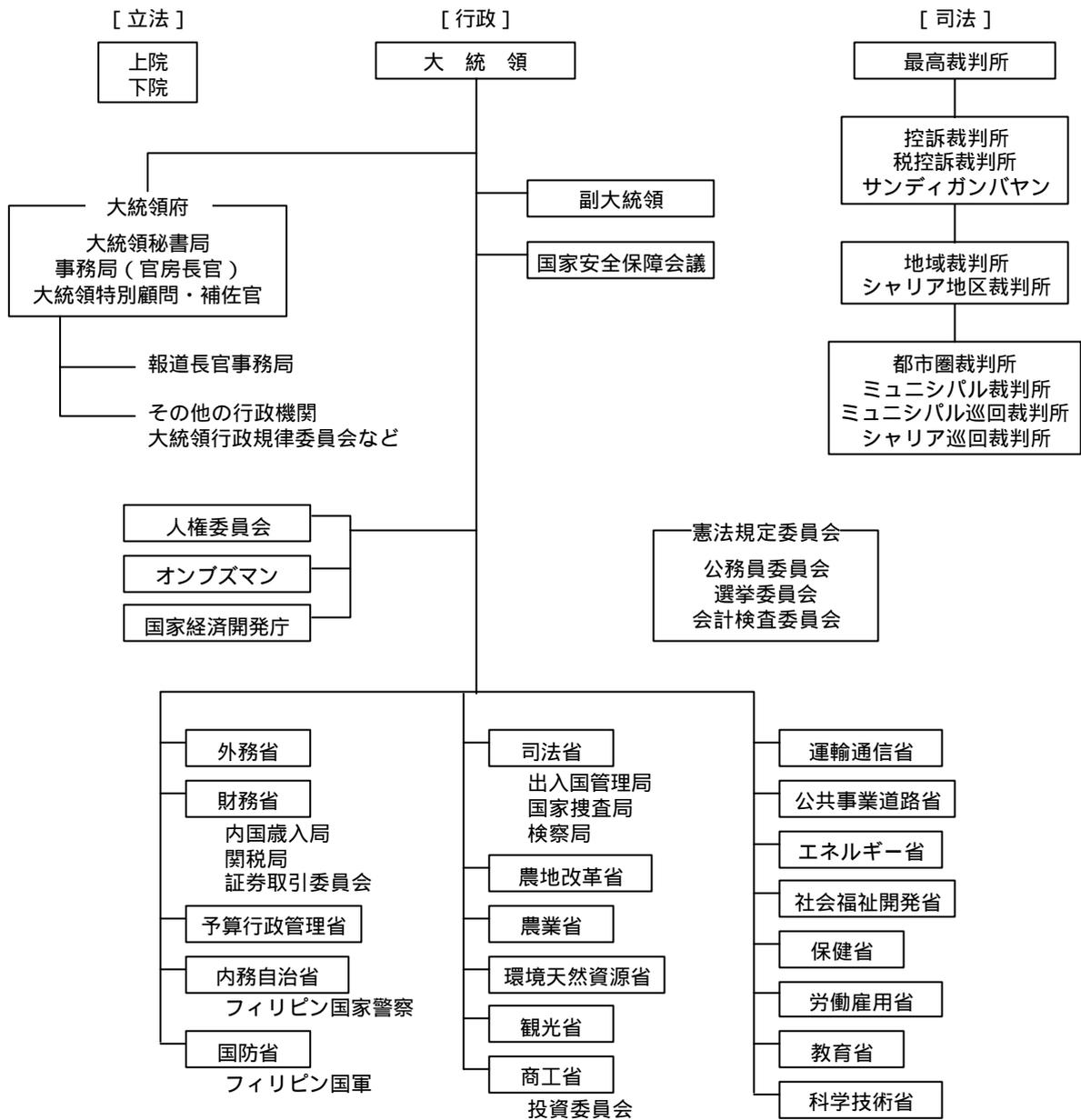
地方自治法は、当初の執行計画上は1997年以降安定期に入っているが、実際には様々な問題に直面しているといわれている。特に、地方自治体の業務遂行能力、権限委譲の差し戻し、徴税システムの見直し、地域間格差などが課題となっている。

2) 国土政策における地方分権の状況

フィリピンにおける国土政策の中心は、国家空間フレームワーク計画（National Physical Framework Plan）である。これは、中央土地利用委員会によって策定されるものであるが、方針として位置づけられるものであり、実際の市町村レベルでの土地利用計画に関しては、中央政府は一切介入することができない。したがって、名称には計画という言葉が含まれているが、これは国土計画といった意味合いとは異なる。また、国家空間フレームワーク計画は法律ではないので、強制力は小さい。ただし、このように法的バックグラウンドがないことは課題として認識されており、それを改善させようという動きはみられる。

市町村レベルでは、個別に空間フレームワーク計画が策定されており、これに基づいて市町村は土地利用計画や土地開発に責任を持つことになっている。従って、空間計画、空間開発の主体は地方自治体であり、中央政府の干渉はほとんどない。ただし、大統領は地方自治体を監督する権限を有しているため、大統領の干渉ということもありえる。

参考図表：フィリピン国家機構図



出典：「アジア動向年報 2002」アジア経済研究所、2002年

第3章 アジア諸国の国土政策の課題 ～国と地方の関係を中心に～

2003年2月28日(金)に開催された「国土政策に関する国際専門家セミナー」の発表・議事内容をもとに、アジア諸国の国土政策の課題を整理すると以下のとおりとなる。

1. アジア諸国の国土政策課題の状況報告

(1) 共通

各国の発表内容等の整理をもとに、地方分権状況の国別比較を行った。

地方政府の問題点としては、財源不足、人材不足、住民ニーズの増大、住民参加のあり方、自治体間の調整の難しさ等があげられた。

また、地方分権の問題としては、中央・地方政府の躊躇、地方政府の不適正な類型化、住民ニーズの把握の難しさ等があげられた。

さらに、国土計画の問題としては、人材不足、実施プログラムの不足、規制やガイドラインの不足、自治体間の調整、国土利用法の不在等があげられた。

(2) タイ

地方分権の流れによって、多くの地方自治組織が設立途上にあるが、バンコク都以外は、人材も予算も不足している。また、財源の大半を中央政府に依存している。

中央政府からのトップダウンの政策と住民ニーズからのボトムアップの政策は、中央の出先である県・郡において調整を図ることになっているが、調整プログラムがまだ途上段階にあり、うまく機能するには時間が必要である。

一方、国土計画・都市計画については、まだ自治体側に能力がないため、中央(出先)側が対応しており、策定業務の負荷が減らない、事業予算とのギャップがある、住民参加がうまくいかない等の問題がある。また、自治体間の調整もうまくできていない。

(3) ベトナム

ドイモイ政策により市場経済へ移りつつあるが、共産党の役割が重要である。

計画・投資省が総合的な計画を策定し、建設省が都市計画を作成・承認する。各市は都市計画の管理を行うこととされている。これらをうまく機能させるために、現在、建設法を策定中である。また、地方制度も改革中であり、国家レベルの都市計画委員会を設置中である。

このほかに、グローバルな視点も重要であることが指摘された。

(4) ラオス

ヴィジョン2020(貧困削減が主目標)の下で、地方分権・行政改革を進行中である。

政府の役割として、持続可能な開発、貧困削減、地方と都市の不均衡の緩和、産業化等が進められているが、国土計画はまだ策定されていない。

全国開発優先プログラムの下に国家開発戦略があり、3地域別の開発も検討されている。

(5) インドネシア

22号地方行政法、25号中央地方間財政法（1999）等により、地方分権が進みつつあるが、問題点として、政治影響力（時に乱用のおそれ）、人材・インフラ・規制の不足、経済低成長、環境劣化のほか、近隣と連携せずに内向きであること等があげられている。

土地利用計画は、国家計画 - 県・政令市計画 - 農村計画の3層で策定中である。

国土政策については、環境保護、土地利用の保全、社会経済開発、開発均衡のために必要であるとされているが、国家計画強化、地方自治権向上、インフラ整備、自治体の能力向上、官民連携等が課題となっている。

(6) フィリピン

地方自治体としては、独立型都市、構成型都市、バランガイ等があり、1991年の地方自治体法によって権限、税収等が規定されている。

経済開発として農業から工業への土地利用の転換を進めること等があげられているが、これに関する国土計画の問題として、土地利用の調整、水問題、首都圏と地方の格差等があげられている。

(7) マレーシア

英国の影響を受け、13州による連邦制をとっていたが、1970年代の地方制度改革を経て、複雑な地方政府からむしろ中央集権化の傾向にある。

地方政府の機能としては、2つに大別され、公衆衛生、開発管理、環境管理等は義務的なものとして実施され、公園、スポーツ、図書館等は予算次第で実施されている。

地方政府は、住民ニーズは多いが、資金、職員等の面で不十分な状態である。

一方で、グローバルな視点も重要であることが指摘された。

(8) 日本

地方分権については、機関委任事務を廃した地方分権一括法（1999年）が策定されたが、財源問題（3割自治の改革）はむずかしい問題として残っている。

国土計画の改革としては、開発と保全の統合、マネジメントサイクルの導入、ブロック計画を地方が策定等が進められている。

2. 国土政策の課題を考える上での視点

(1) 「最近のアジアにおける国土計画の哲学とは」

- 新しい国土計画の哲学の案
地方分権による持続可能なコミュニティの確立、 収入の再配分による地域格差の緩和、 国際競争力の向上、 地球規模の環境問題への対応
- 地方分権は国際的なトレンドだが、欧米と異なる、アジアの地方分権の特徴
アジアは国際的な援助を受けるという要素が強い
分権の受け皿である自治体の能力に課題
社会経済開発の色あいがまだ濃い
垂直、水平両方の調整が難しい
- 国際競争力についての考え方
ローカルのを一足とびに国際市場に出してもうまくいかない、
地元の市場をつくるのが先
地方分権は、地域の競争力を高めることであり、
結果的には国の競争力も高められる
日本の一村一品運動が一つのモデル
(都市ばかりでなく農村も投資の対象となりつつある)

(2) 「地方分権の均衡点はどこにあるのか」

- 国家戦略を地方分権の中で実現するものだが、国により政治事情が異なる
マレーシアなどのように中央政府が取り戻す方向もある
地方分権は経済発展の副産物(経済発展ができてはじめてでてくる)
文化的な要因もある
日本の場合、財政問題から市町村合併を進めている状況
トップダウンの政策をチェックする意味もある(マレーシア、ベトナム等)
- 中央と地方政府の役割分担の例示
国防・外交等は中央政府
開発プロジェクトの規模による線引き(金額、土地面積)
情報の集中管理は中央政府で
地域間の紛争、水不足の調整は中央政府で(マレーシア)
(ミクロの要素をあえて入れない)マクロ計画
- 地方分権は結果でなくプロセスも重要
計画づくりにおける中央・地方の双方向プロセス
(経済・インフラのベースがひとつとおりできた日本が今後取り組む課題)

第4章 まとめ

(1) アジア諸国で進展する地方分権の状況と課題

アジア諸国の地方制度は、歴史的な村・集落の特徴を色濃く残しており、複雑な状況のまま、現在に至っている。我が国が、過去2度の合併政策を経て、市町村の統合が大いに進み、さらに3度目の合併で市町村数1000個をめざしているのに対し、アジア諸国の村（タイのタンボン、ベトナムのコミュン、インドネシアのデサなど）は、平均人口規模数千人で、8000～7万個も存在している。

また、アジア諸国は、連邦制、大統領制、共産党による一党体制など、政治体制等がさまざまであり、地方分権は共通の動向であるが、その内容はそれぞれの国事情により、多様な特徴を示している。特にマレーシアでは、複雑な地方制度の弊害を取り除こうとむしろ中央集権化を進めている面も見られる。

しかし、地方分権の問題点については、概ね似たような点が上げられた。これらは、各国とも地方分権が過渡期にあるということもあり、共通課題と考えられる。具体的には、地方政府の人材（能力）不足、予算不足、住民ニーズの多様化・高度化、地方自治体同士の調整不足等があげられた。

(2) アジア諸国の国土計画・政策の課題

アジア諸国の国土計画・政策の専門家セミナーでは、国土計画・政策の哲学が見えにくくなっていることが指摘された。

また、国土計画・政策においても、住民意思の反映といった観点から、地方自治体の役割が大きくなりつつあることは、各国に共通の動向である。

そこで、今後の国土計画の哲学を模索しつつ、特に国（中央政府）と地方の役割分担をどこで線引きするのかということ等を検討していくことが重要であるということが指摘された。

(3) アジア諸国の比較から見た国土計画・政策課題と国際連携の重要性

今後の国土計画・政策の方向性としては、計画に関する新しい哲学を明確化し、その実現に向けての明快な戦略とシステムを立てることが重要である。計画の新しい哲学については、特に、住民意思を尊重する一方、国際競争力強化等の国家戦略との調整を図ることが重要である。また、実現の戦略・システムとしては、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Actの略で、継続的改善のしくみを示すもの）の観点等から計画策定のプロセスを確立するとともに、着実に政策を実現していくことが重要である。

一方、グローバル化の進展に伴い、国を越えた交流等が進む中、国土計画・政策においても国際的な連携を図ることがますます必要となっている。